

第三次東大和市男女共同参画推進計画

(案)

令和2年 11月

東大和市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	3
2 計画策定の目的	6
3 計画の性格	7
4 計画の期間	8
第2章 東大和市における現状と課題	9
1 統計からみる現状	11
2 アンケート結果からみる現状	19
3 第二次計画の進捗状況	37
第3章 計画の基本的な方向	45
1 計画の理念	47
2 施策の体系	48
第4章 計画の内容	51
目標1 とともに個性と能力を発揮できる社会の実現	53
課題1 ワーク・ライフ・バランスを実現する子育て・介護支援	53
課題2 働く場における男女共同参画の推進	55
課題3 地域活動・意思決定の場への男女共同参画の推進	57
目標2 互いの人権を尊重できる環境づくり	59
課題1 配偶者等からの暴力の防止	59
課題2 配慮が必要な人への支援	61
課題3 生涯を通じた健康支援と多様な性の尊重	62
目標3 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実	64
課題1 男女平等の意識づくり	64
課題2 男女平等に向けた教育の推進	66
課題3 計画の推進体制・進捗管理	67
資料編	71
1 策定経過	73
2 関係法令等	75
(1) 東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例	75
(2) 男女共同参画社会基本法	78
(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	81
(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	87
(5) 東大和市男女共同参画推進計画策定本部設置要綱	94

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

■国際的な動向

国では、2000年代から、男女平等の推進や女性の地位向上等の目標を含め、より良い世界を築くために国際社会が一体となって取り組むべき目標として策定された「ミレニアム開発目標（MDGs）」の達成に貢献してきました。その後継として平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における持続可能な開発目標（SDGs）についても、「ジェンダー^{※1}の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント^{※2}を図る」ことに向けて今後の実施に最大限努力していくこととしています。

また、経済分野については、女性のエンパワーメントに自主的に取り組む企業の国際的な行動原則である、国連の「女性のエンパワーメント原則（WEPS）」の周知や企業のインセンティブ強化を図るなど、持続可能な経済社会の実現に向け、女性の参画拡大を進めていくこととしています。

一方で、世界経済フォーラムが発表する、労働力率、管理職に占める男女の比率、国会議員に占める男女の比率等を用いて男女間の格差を算出するジェンダー・ギャップ指数（GGI）については、令和2年の日本の順位は、153カ国中121位となっています。日本が、世界の潮流から遅れを取っている状況が見られます。

■国の動向

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国において、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、男女共同参画社会の実現は極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。

国では関連する様々な法制度等の整備が進められており、平成27年には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する方向が定められました。また、令和元年にこの一部を改正する法律が成立し、一般事業主行動計画の策定義務の対象が従業員101人以上の民間事業主に拡大しています。

また、平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」では、新たに「女性の活躍」を第一に掲げているほか、今回の計画で改めて強調している視点として、「女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないこと」が述べられています。また、「防災・復興」が独立して柱立てられ、推進体制への「地域の推進基盤づくり」が明記されるなど、第3次計画までとは大きく異なる改正が行われています。

さらに、令和元年6月に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が「女性活躍加速のための重点方針2019」として重点的に取り組むべき事項をまとめているほか、令和2年10月現在で「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」の検討が進められています。

※1 生物学的意味合いからみた男女の性区別をセックスと呼ぶのに対して、社会的・文化的意味合いからみた男女の性区別のことをいう。

※2 男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

女性活躍加速のための重点方針2019

(令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

- 健康寿命の延伸や女性の就労意欲等を踏まえ、生涯を通じた女性の社会参画が重要
- 女性が抱える困難な状況や女性に対する暴力等がいまだ解決されず
- 女性が活躍するためには地域の実情に応じた取組が重要

- 人生100年時代において、多様な選択を可能とする社会の構築を目指す
- 困難な状況の解消及び女性活躍を支える安全・安心な暮らしの実現に正面から取り組む
- 「生産性向上・経済成長・地方創生」の切り札としてあらゆる分野における女性活躍を推進

I 安全・安心な暮らしの実現

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
民間シェルター等における被害者支援のための取組促進、DV対応と児童虐待対応との連携強化、加害者更生プログラムを含む包括的な被害者支援体制の構築、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上、セクハラ根絶に向けた対策の推進
- 生涯を通じた女性の健康支援の強化
子宮頸がん・乳がん検診等の更なる推進、更年期における相談等の支援の充実や骨粗鬆症検診の質の向上などライフステージに応じた健康保持の促進
- 困難を抱える女性への支援
様々な困難を抱える女性等のニーズに寄り添って活動しているNPO等の先進的な取組への支援、予期せぬ妊娠等による若年妊婦等への相談支援、養育費の履行確保に向けた取組

III 女性活躍のための基盤整備

- 女性活躍の基盤となるジェンダー統計の充実
地域におけるジェンダー統計の重要性の理解と作成・活用の促進
- 子育て、介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進
待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て・介護基盤の整備、幼児教育・保育・高等教育の無償化
- 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習への対応
学校教育段階からの男女共同参画意識の形成を図るためのライフプランニング教育プログラムの開発
- 女性活躍の視点に立った制度等の整備
働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の改定

II あらゆる分野における女性の活躍

- 地方創生における女性活躍の推進
女性にとって魅力的な地域づくりに向けた取組の推進、都道府県における官民連携型のプラットフォーラムの設置・活用促進を通じた女性等の新規就業支援
- 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進
女性活躍推進法の改正により行動計画策定等の義務対象となる中小企業への支援や女性活躍情報の「見える化」の深化、キャリアアップ等を総合的に支援するモデルの開発・普及など中高年女性をはじめとする女性の学び直しや就業ニーズの実現、多様で柔軟な働き方の推進、ワーク・ライフ・バランスやテレワークの推進
- 男性の暮らし方・意識の変革
企業や国・地方公共団体における「男の産休」や男性の育児休業等の取得の推進、男性の家事・育児等への参画に向けた国民の意識の醸成
- 政治分野における女性の参画拡大
諸外国の取組を含めた実態の調査・情報提供、地方公共団体における好事例の収集・展開の実施について検討
- あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
医師の働き方改革、科学技術・学術分野における女性の参画拡大、女性の起業への支援、ジェンダー投資の推進、女性役員登用の拡大、国際会議における議論への参画と日本の取組の充実及び発信

■東京都の動向

都では平成 29 年に「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画を改定し、平成 29 年度から令和 3 年度を計画期間とする「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。この計画は男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画として、「すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会」の実現に向けて取組を推進しています。

この計画では職場や地域など、あらゆる場での女性の活躍推進が、社会全体の意識や働き方の変革をもたらし、女性だけでなく、男性にとっても大きな影響を与えるものと捉えており、また、女性の活躍の場を「職場、家庭、地域などあらゆる場」として捉え、職業生活にとどまらず、「あらゆる場」での女性の活躍を目指すものであることを強調しています。

東京都男女平等参画推進総合計画の基本理念

- (1)男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- (2)男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できる社会
- (3)男女が家庭生活及び社会活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

東京都男女平等参画推進総合計画の重点課題

- (1)働く場における女性に対する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進
- (2)働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現
- (3)地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大
- (4)男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組

また、平成 30 年 10 月には、性自認や性的指向を理由とする差別の解消及び不当な差別的言動の解消への取組について規定する「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定しました。

■東大和市の動向

当市では、平成 17 年に「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」を制定し、市、市民及び事業者の責務を明示するなど、男女共同参画社会の実現を目指して各施策の推進に取り組んできました。

また、男女共同参画を推進するための市の施策をまとめた「第二次東大和市男女共同参画推進計画」(平成 23 年度から令和 2 年度まで)を策定し、中間年にあたる平成 27 年には見直しを行い、「第二次東大和市男女共同参画推進計画(改訂版)」(以下「第二次計画」という。)(平成 28 年度から令和 2 年度まで)を策定し、各施策の推進に取り組んでいます。

2 計画策定の目的

日本国憲法は、「個人の尊厳と両性の本質的平等」を基本理念とし、性による差別をはじめあらゆる差別を禁止し、平和な社会の中で、自由で平等な生活を営む権利を保障しています。

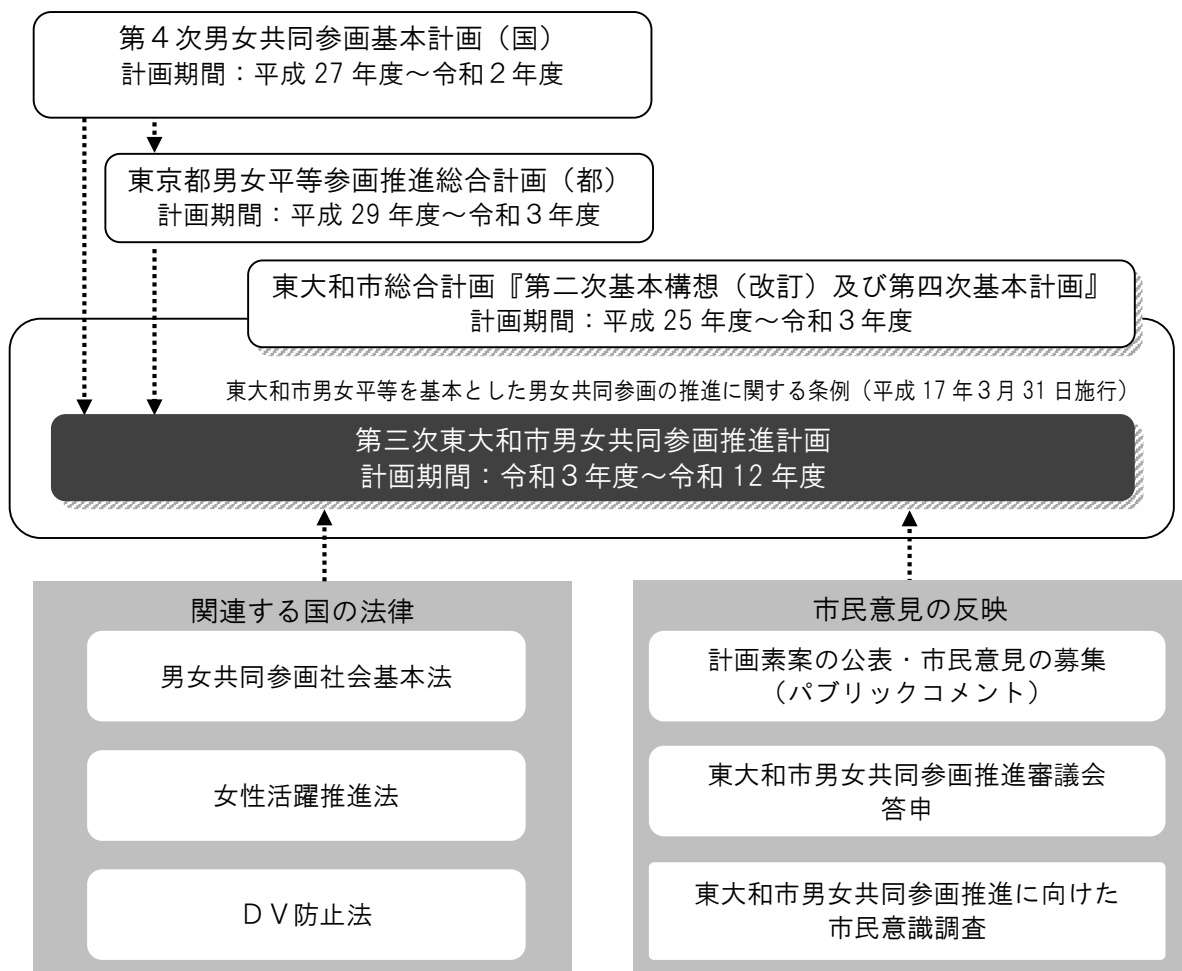
また、男女共同参画社会基本法では、目指すべき男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定めています。そして、その男女共同参画社会を実現するため、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念としています。

当市は、近年における社会的背景が変化していく中で、令和2年度に計画期間が終了する第二次計画の成果と課題を踏まえるとともに、女性活躍推進法に求められる取組の推進や新たな課題に対応していくため、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。そのため、男女共同参画社会基本法の基本理念とともに、「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」の第3条に掲げた6つの基本理念も視野に入れ、「ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」、「互いの人権を尊重できる環境づくり」、「男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」を目標とする「第三次東大和市男女共同参画推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

3 計画の性格

- (1) 本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、市が行う施策の基本的方向を明らかにしたものです。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」第8条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための個別計画です。
- (3) 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」や「東大和市総合計画『第二次基本構想（改訂）及び第四次基本計画』」を踏まえるとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」、市の「第三次基本構想」や関連する市の諸計画との整合を図りながら策定します。
- (4) 本計画の『目標1 ともに個性と能力を発揮できる社会の実現』は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- (5) 本計画の『目標2 互いの人権を尊重できる環境づくり』は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- (6) 本計画は、東大和市男女共同参画推進審議会の答申や、令和元年12月に実施した「東大和市男女共同参画推進に向けた市民意識調査」の結果、パブリックコメント等の実施結果を踏まえて策定します。

■計画の位置付け



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。
 なお、社会情勢や計画の進捗状況に応じて5年後に見直しを行うものとします。

H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
【国】第4次男女共同参画基本計画					【国】第5次男女共同参画基本計画（仮）									
【都】東京都男女平等参画推進総合計画					【都】次期東京都男女平等参画推進総合計画（仮）									
東大和市総合計画 第二次基本構想 第四次基本計画					（仮称）東大和市総合計画 第三次基本構想（～令和23年度） 第五次基本計画（～令和13年度）									
第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）					第三次東大和市男女共同参画推進計画（令和8年度に見直し予定）									

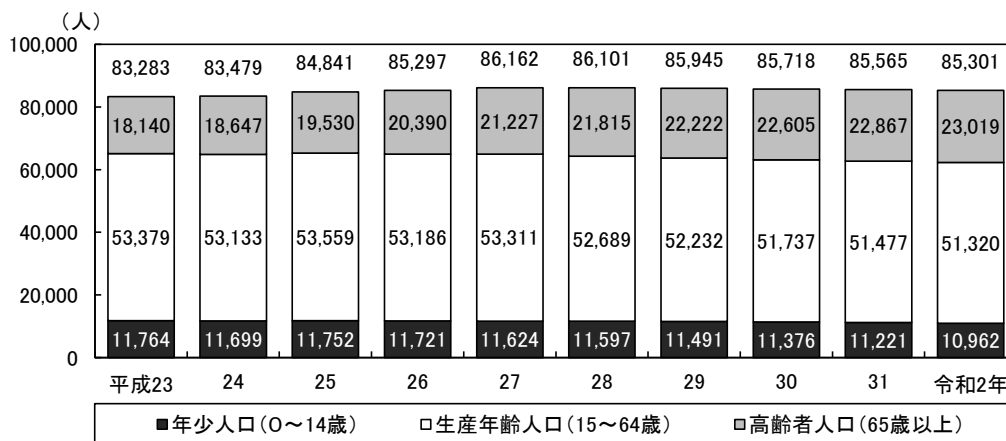
第2章 東大和市における現状と課題

1 統計からみる現状

(1)人口の状況

当市の総人口は、平成27年以降一貫して減少しています。また、年少人口は平成25年、生産年齢人口は平成27年以降減少傾向に、高齢者人口は年々増加傾向にあり、少子高齢化の進行がうかがえます。

■年齢3区分別人口の推移（東大和市）

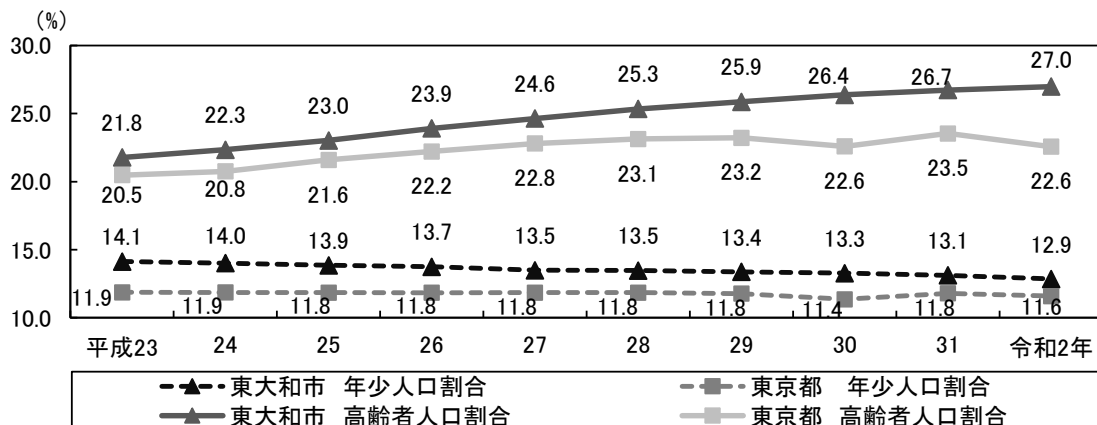


出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）

注：住民基本台帳法改正までの平成23・24年人口には外国人が含まれていない。

年少人口割合と高齢者人口割合を東京都と比較すると、ともに一貫して東京都を上回っており、令和2年時点で年少人口割合は12.9%、高齢者人口は27.0%となっています。また、特に高齢者人口割合で近年その差が大きくなっています。

■年少人口と高齢者人口の推移

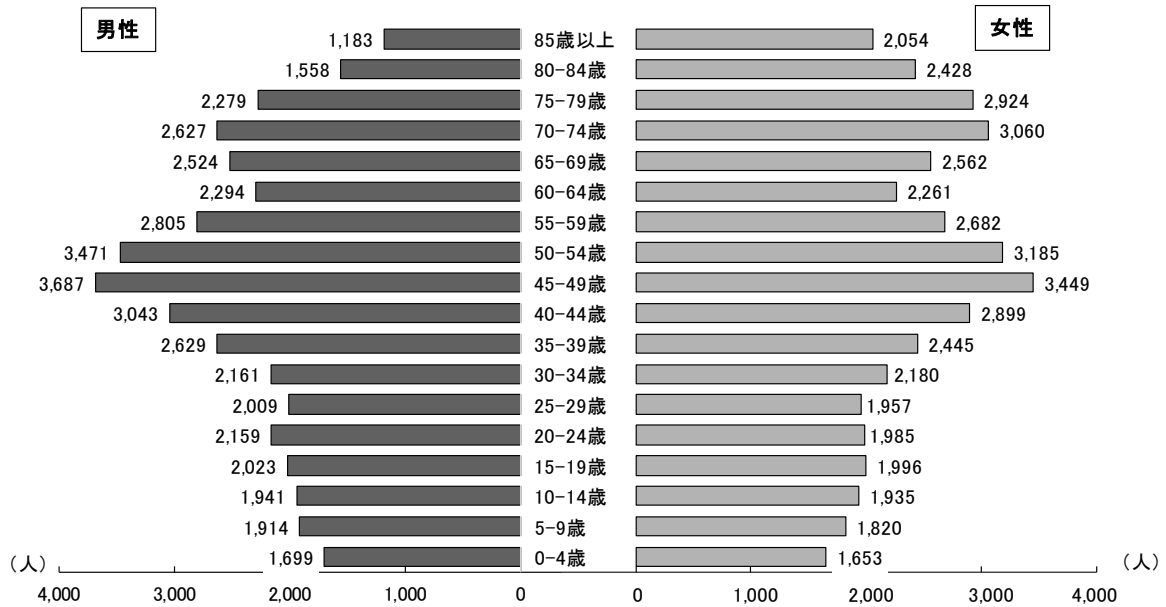


出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）

注：住民基本台帳法改正までの平成23・24年人口には外国人が含まれていない。

人口ピラミッドをみると、40歳代と50歳代と、団塊の世代を含む70歳代で多くなっています。平成27年から人口減少に転じ、今後も人口の減少が見込まれることを踏まえると、仕事と子育て・介護に直面しやすい世代が継続して暮らし続けることのできる環境づくりが重要となっていることがうかがえます。

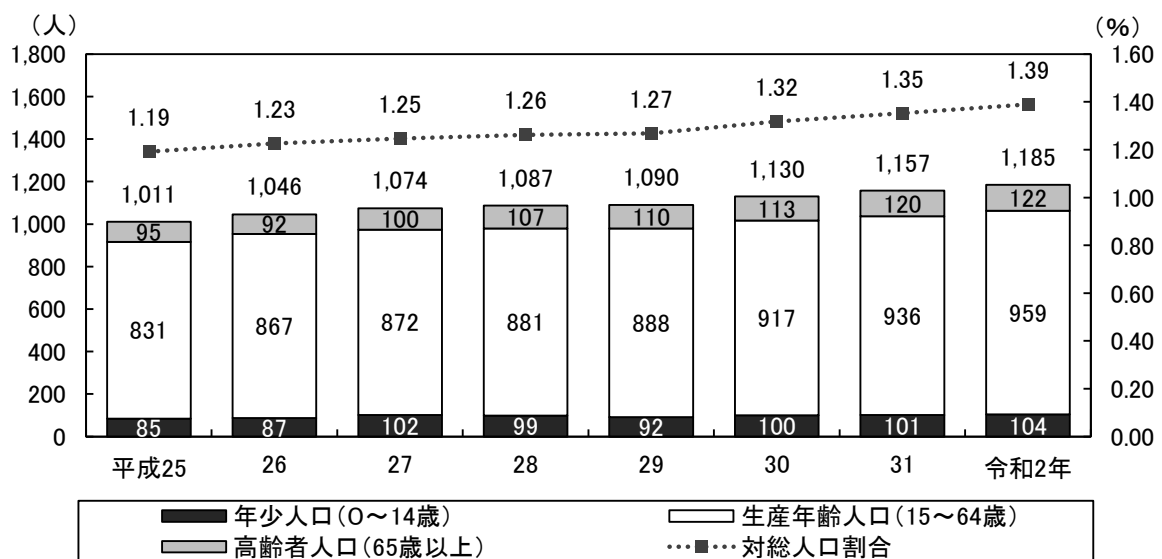
■人口ピラミッド（東大和市）



出典：住民基本台帳（令和2年1月1日）

外国人人口は年々増加傾向にあり、総人口に対する比率をみると、令和2年時点で1.39%となっています。

■外国人人口の推移（東大和市）



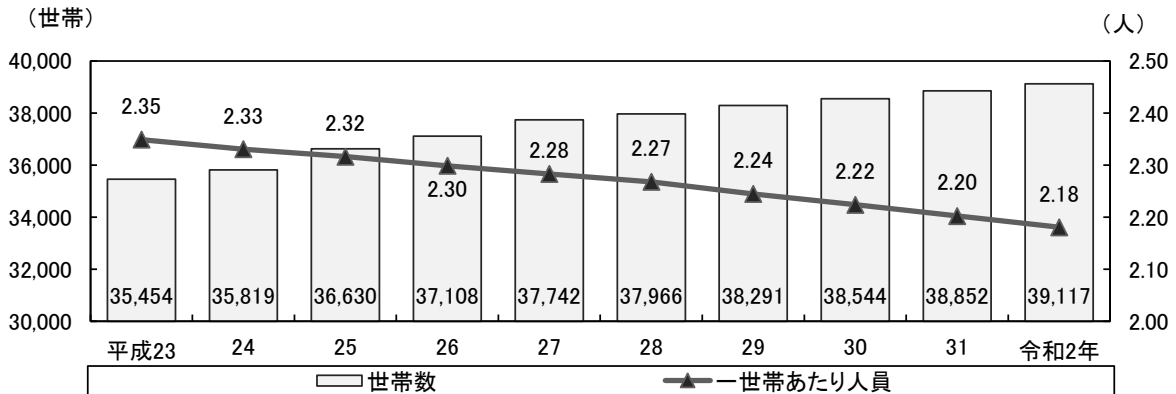
出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2)世帯の状況

世帯及び一世帯あたり人員の推移をみると、世帯数は年々増加傾向にある一方、人口が減少傾向にあることから、一世帯あたり人員は減少傾向にあります。

世帯の構成においても、単独世帯が増加していることから、世帯の少人数化がうかがえます。

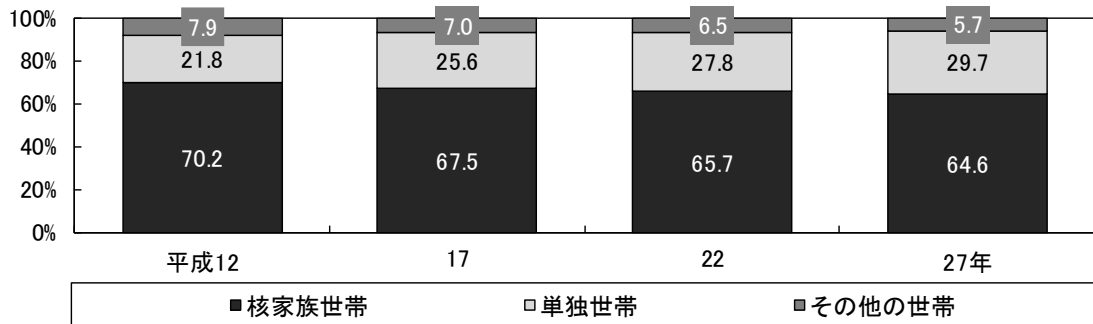
■世帯及び一世帯あたり人員の推移（東大和市）



出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）

注：住民基本台帳法改正までの平成23・24年人口には外国人が含まれていない。

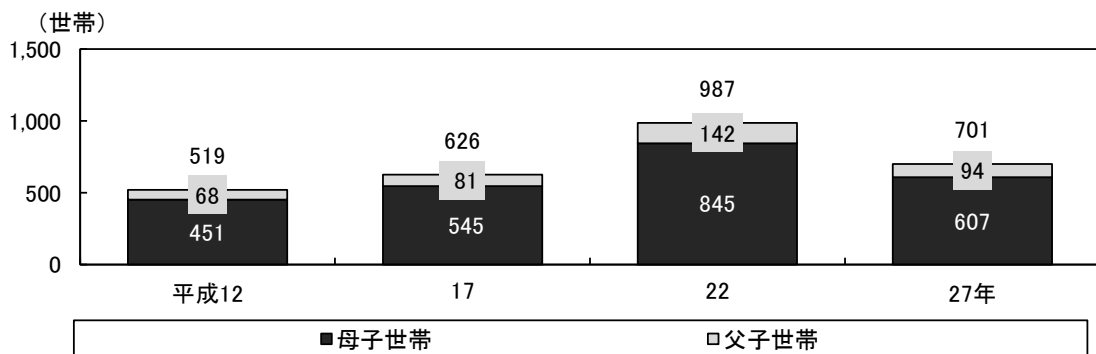
■世帯構成の推移（東大和市）



出典：国勢調査

母子・父子世帯の推移をみると、平成22年までは増加傾向にあります。また、ひとり親世帯の約8割が母子世帯となっています。

■母子・父子世帯の推移（東大和市）



出典：国勢調査

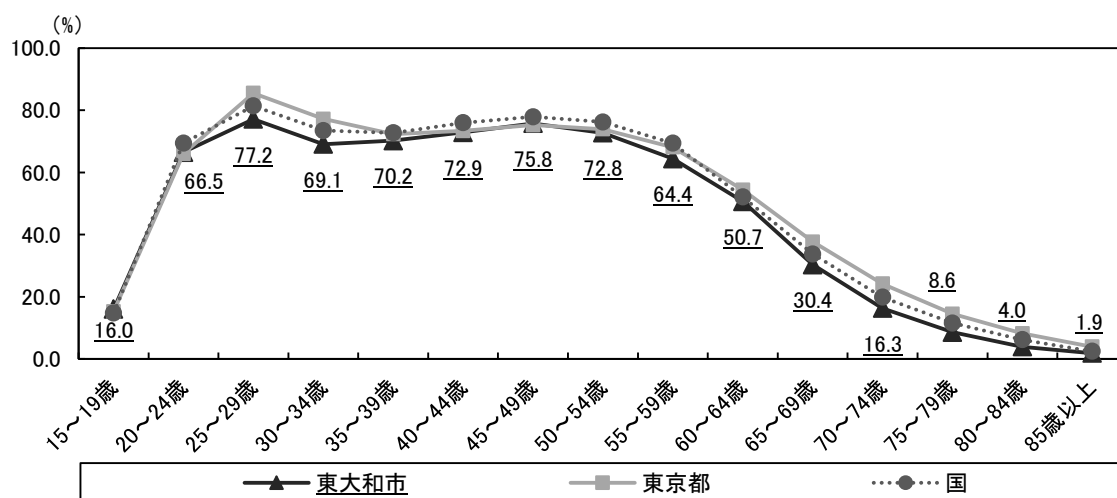
(3)就業状況

女性の労働力率^{※3}は、多くの年代で国及び東京都を下回っています。

また、女性が出産・育児を期に離職することによって生じるM字曲線をみると、当市では30～34歳で落ち込むものの、35～39歳では増加に転じており、東京都と比較してM字の谷の範囲が狭くなっています。東京都と比較して、より早い段階で職場に復帰する女性が多いことがうかがえます。

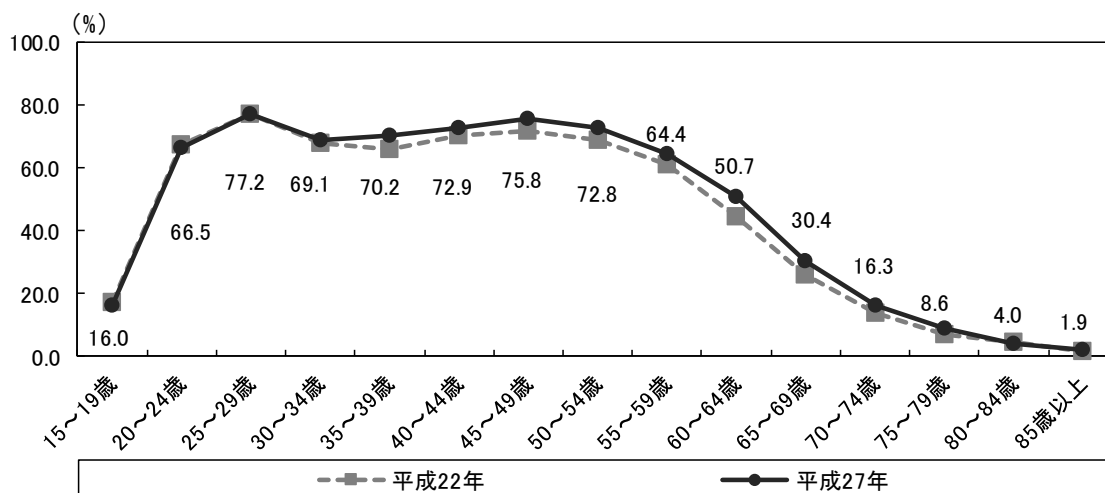
過去の数値と比較すると、20歳未満と80～84歳を除き、すべての年代で平成22年に比べて高くなっています。

■ 5歳階級別女性の労働力率



出典：国勢調査（平成27年）

■ 5歳階級別女性の労働力率の推移（東大和市）



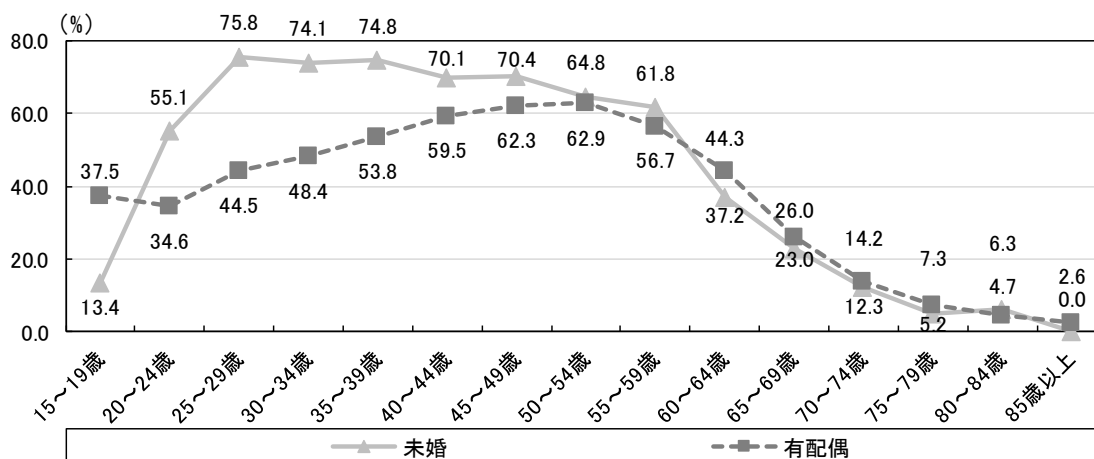
出典：国勢調査

※3 就業者数と完全失業者数を合計した労働力人口が、15歳以上の人口に占める割合。

婚姻状況別に女性の就業率※4をみると、25～30 歳までの未婚女性は 70%台となっている一方で、有配偶の女性の約半数が未就業となっており、特に 25～29 歳では 20 ポイント近くの違いがあります。

また、有配偶の女性の就業率は 50 歳代まで世代を追うごとに上昇しています。

■女性の婚姻状況別就業率（東大和市）

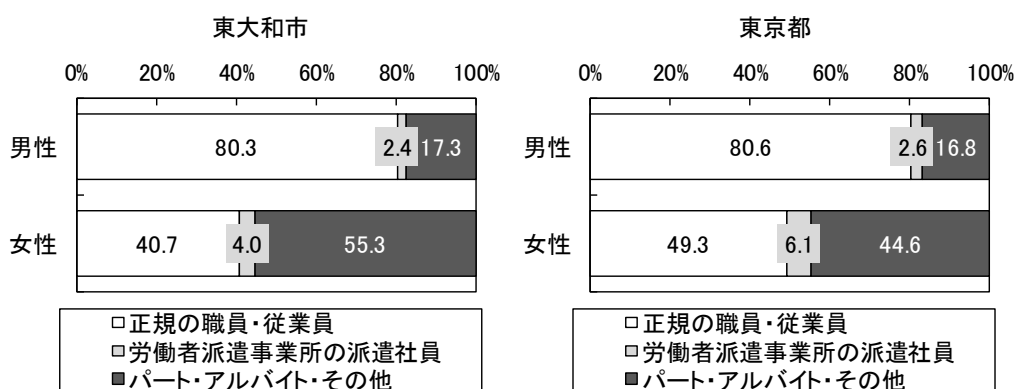


出典：国勢調査（平成 27 年）

就業者を雇用形態別にみると、男性では正規の職員・従業員が、女性ではパート・アルバイト・その他が最も高い割合を占めています。

また、当市は東京都に比べ女性のパート・アルバイト・その他の割合が高く、正規の職員・従業員が低い傾向にあります。

■雇用形態別 15 歳以上就業者の状況



出典：国勢調査（平成 27 年）

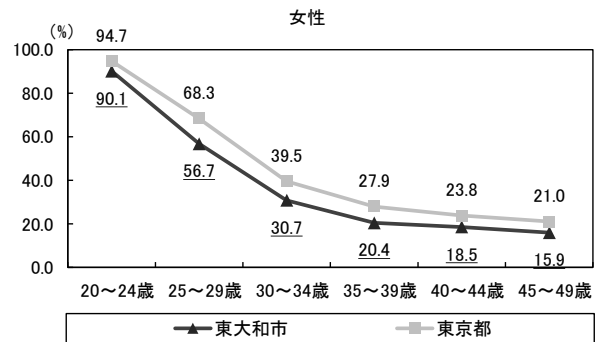
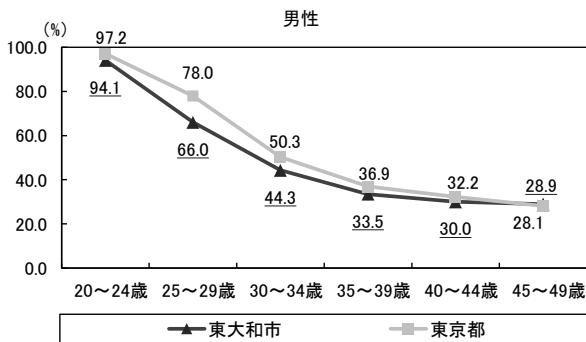
※4 就業者数が、15 歳以上の人口に占める割合。

(4)結婚・子育てに関する状況

未婚率は、男性、女性ともにほとんどの年代で東京都を下回っています。

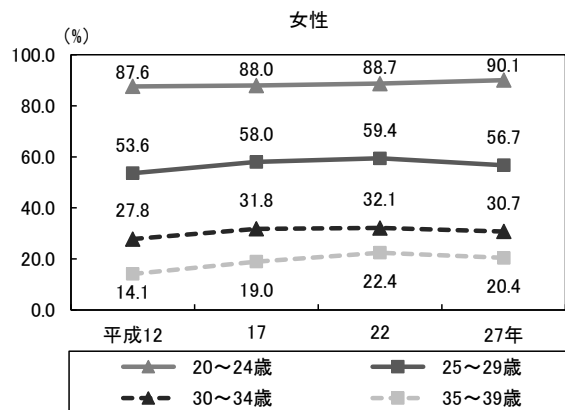
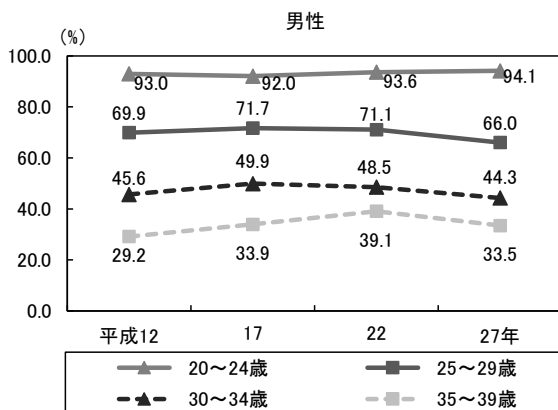
また 20～39 歳の未婚率の推移をみると、男女ともに 20～24 歳は概ね増加傾向にありますが、25 歳以上の年代では平成 22 年から平成 27 年にかけて減少する傾向にあります。平均初婚年齢が高くなる晩婚化の進行がうかがえますが、25 歳以上の年代では、5 年前と比較して既婚者が多くなっていることがうかがえます。

■未婚率の状況



出典：国勢調査（平成 27 年）

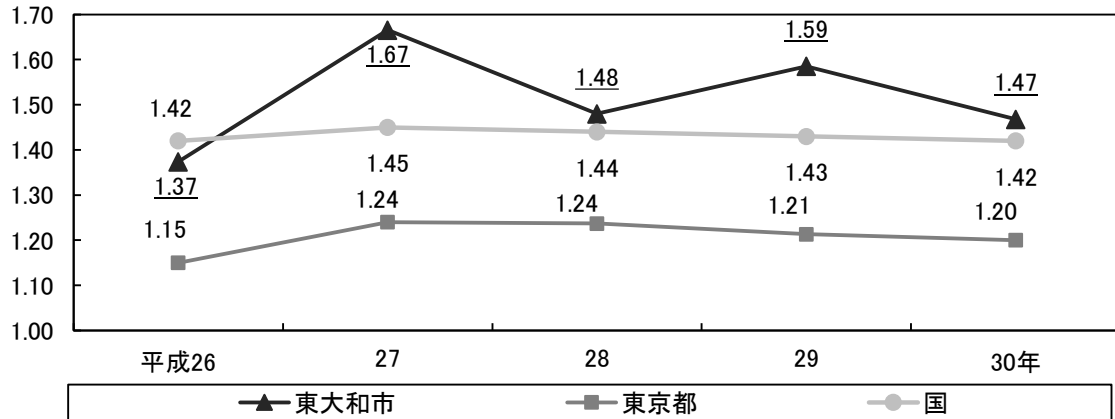
■20～39 歳の未婚率の推移（東大和市）



出典：国勢調査

合計特殊出生率^{※5}は横ばいで推移しており、平成30年時点で1.47となっています。
また、近年は国及び東京都を上回って推移しています。

■合計特殊出生率

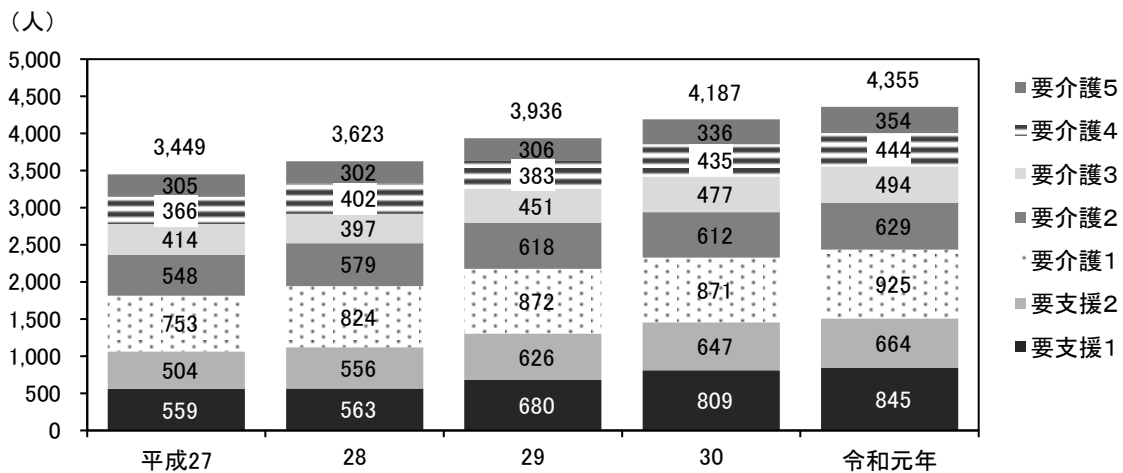


出典：(東大和・東京) 東京都福祉保健局 人口動態統計
(全国) 厚生労働省 統計要覧

(5) 介護に関する状況

要介護(要支援)認定者数は令和元年時点で4,355人となっており、年々増加傾向にあります。

■要介護(要支援)認定者数の推移(東大和市)



出典：介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

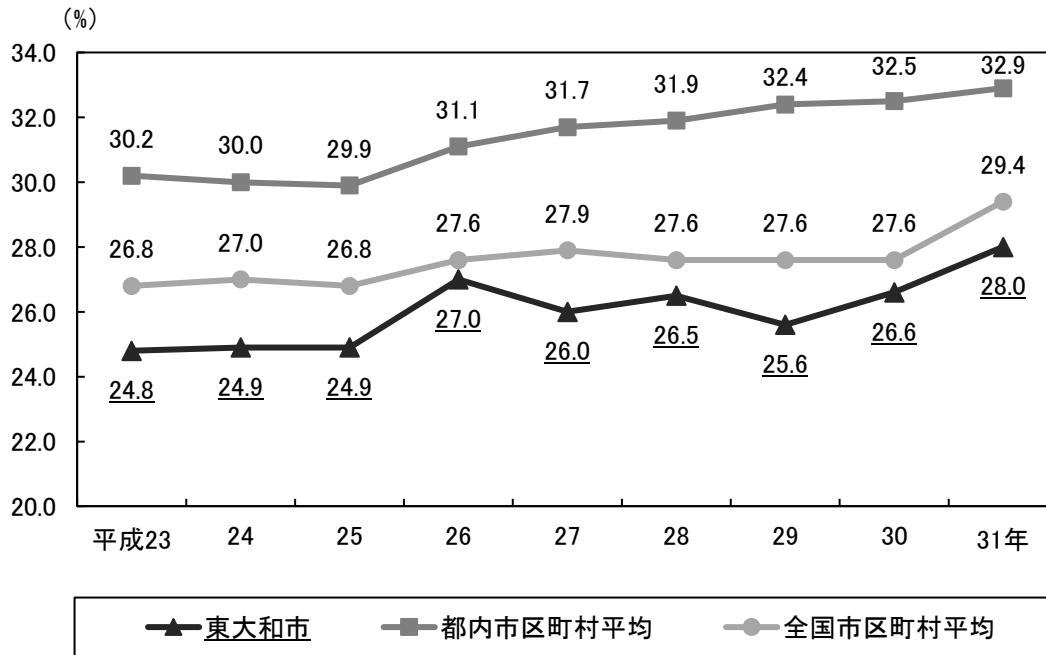
※5 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均の子どもの数。

(6)意思決定への参画状況

審議会等における女性委員の比率は、増加傾向にあり、平成31年時点で28.0%となっています。

また、都内市区町村平均及び全国市区町村平均をやや下回って推移しています。

■審議会等における女性委員の比率の推移



東大和市出典：第二次東大和市男女共同参画推進計画及び同推進計画（改訂版）各年度年次報告書（各年4月1日現在）
 ※算出の基準：行政委員会（地方自治法第180条の5に基づく）、付属機関等（地方自治法第138条の4、第202条の3に基づく）、その他審議会（設置要綱により、長の私的諮問機関として設置されている審議会等）を合計した女性の割合
 都内市区町村平均・全国市区町村平均出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（集計表4-5 審議会等女性委員の登用）（各年4月1日現在）
 ※目標設定の対象である審議会等（目標を設定している市区町村のみ）の平均値

2 アンケート結果からみる現状

(1)調査の概要

平成 28 年に策定した「第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）」の進捗状況や本計画の策定に向けた課題を把握し、今後の男女共同参画の取り組みに向けた基礎資料とするため、実施しました。

◇調査概要

	今回調査	前回調査
調査地域	東大和市全域	
調査対象	市内在住の満 20 歳以上男女 1,000 人	
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出（地域・年齢比率）	
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査時期	令和元年 12 月 1 日～12 月 16 日	平成 25 年 8 月 16 日～8 月 30 日
回収結果	配布 1,000 件、回収 368 件 （回収率 36.8%）	配布 1,000 件、回収 397 件 （回収率 39.7%）

◇図表の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- SA (Single Answer) は単数回答、MA (Multiple Answer) は複数回答を表しています。
- 設問や回答の選択肢を省略している場合があります。
- 文中における東京都の調査概要は以下のとおりです。

東京都「男女平等参画に関する世論調査」	
調査対象	東京都全域に住む満 20 歳以上の男女個人
抽出方法	住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出法
調査方法	調査員による個別訪問面接聴取法
調査時期	平成 27 年 7 月 3 日～7 月 20 日
回収結果	配布 3,000 件、回収 1,821 件（回収率 60.7%）

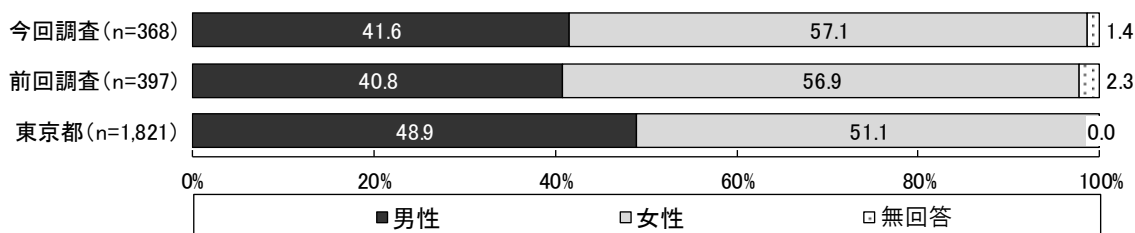
(2)調査結果の概要

①回答者の属性

性別をみると、「女性」が57.1%と、「男性」の41.6%を上回っています。

東京都と比較すると、「男性」が低く、「女性」が高くなっています。

■性別<経年・東京都比較> (SA)

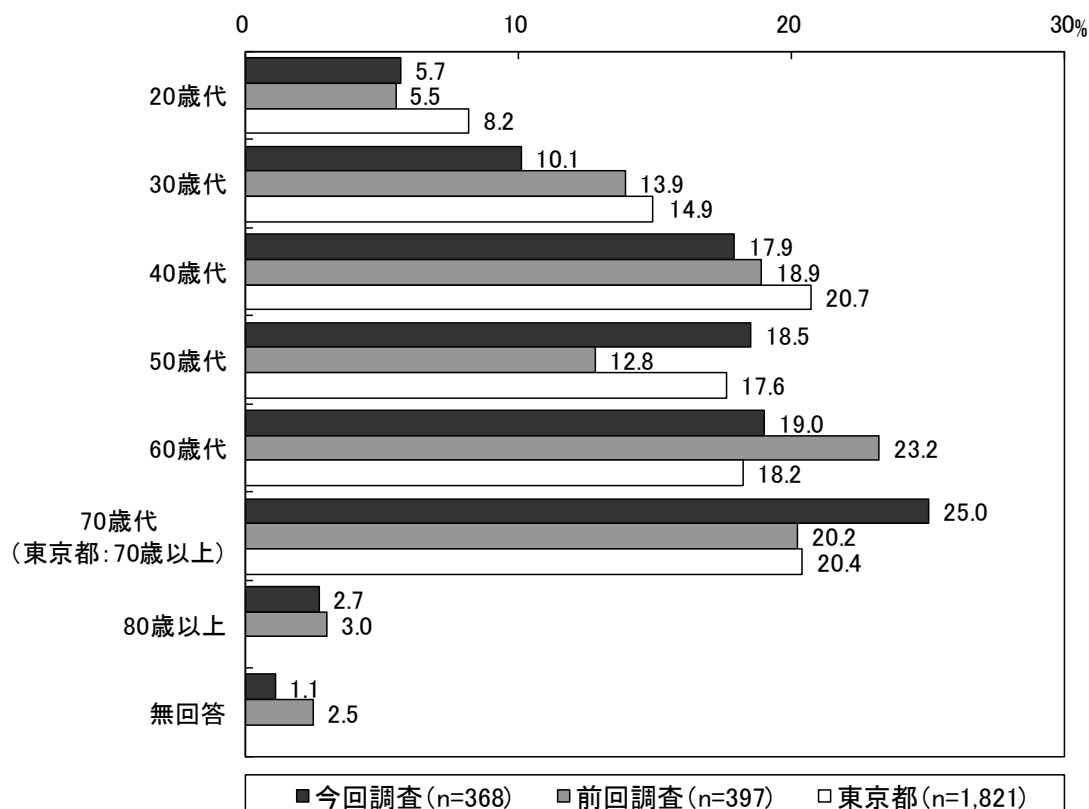


年齢をみると、「70歳代」が25.0%と最も高く、次いで「60歳代」が19.0%、「50歳代」が18.5%となっています。

前回調査と比較すると、「50歳代」が5.7ポイント増加しています。

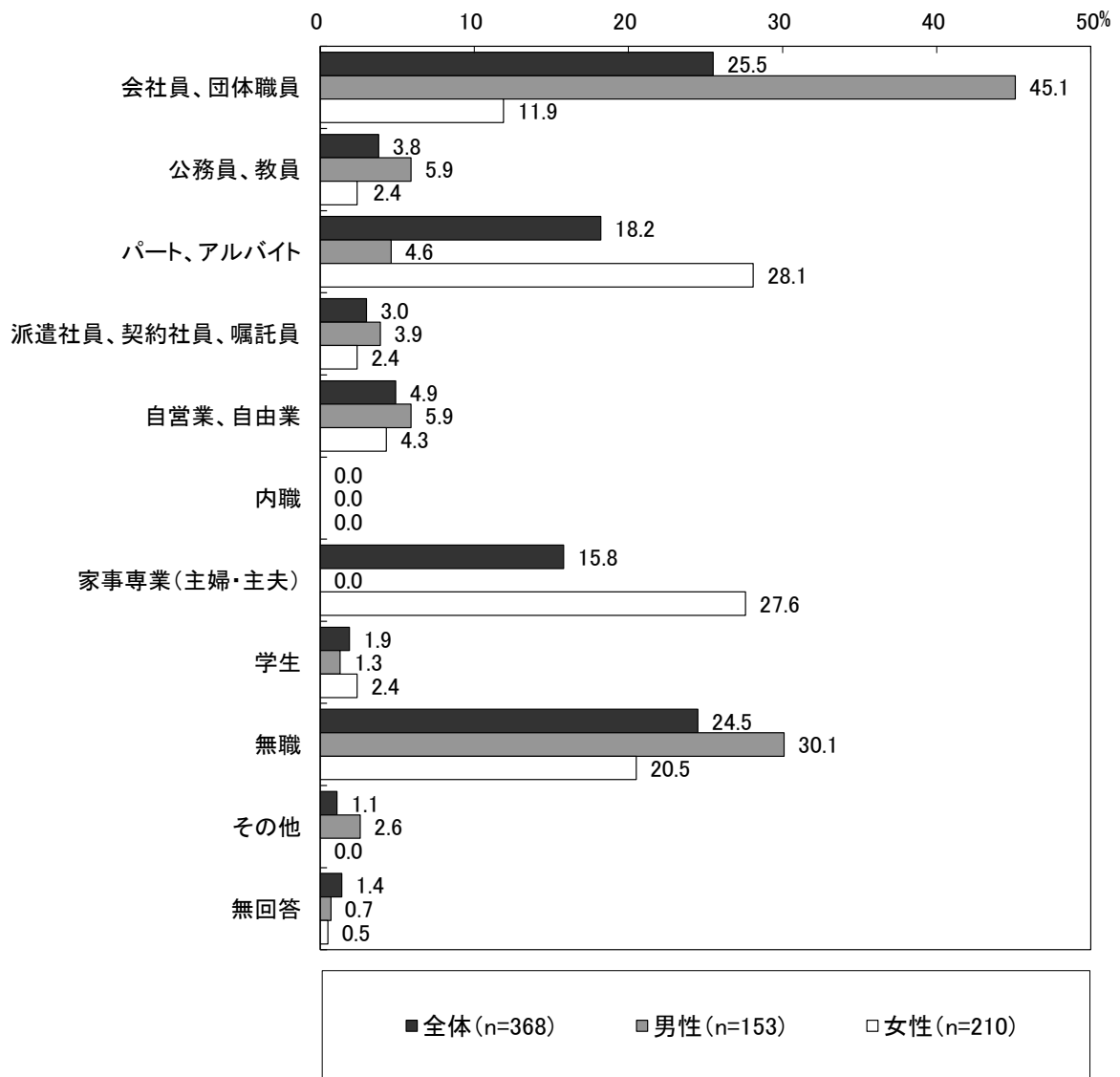
東京都と比較すると、20～40歳代が低く、70歳以上が高い傾向にあります。

■年齢<経年・東京都比較> (SA)



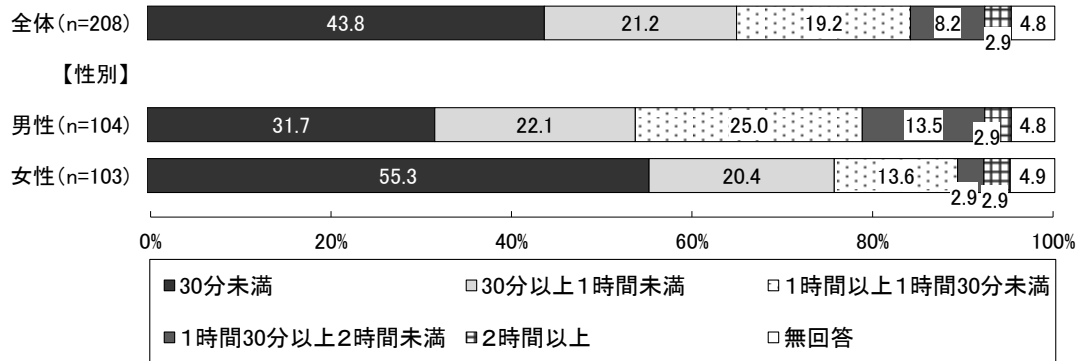
職業を性別にみると、男性で「会社員、団体職員」が45.1%と、女性に比べて33.2ポイント高く、「無職」が30.1%と、女性に比べて9.6ポイント高くなっています。また女性で「パート、アルバイト」「家事専業（主婦・主夫）」が、男性に比べて20ポイント以上高くなっています。

■職業（SA）



通勤時間を性別にみると、女性に比べ男性で時間が長い傾向となっており、男性の“1時間以上”の回答は40%となっています。

■通勤時間（自宅外で働いている人）（SA）



パート、アルバイト等を選んでいる理由を年齢別にみると、女性の20歳代で「正社員では時間的、体力的に家庭と両立することが難しいから」「自分の生活にあわせた時間で働けるから」「習い事や趣味などと両立させたいから」「施設など介護のための環境が整っていないから」「その他」が、40・50歳代で「正社員では時間的、体力的に家庭と両立することが難しいから」が最も高くなっています。

■パート、アルバイト等を選んでいる理由（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託員、内職の人）（MA）

	合計	から正社員の仕事が見つからなかった	と両立することが難しいから	自分の生活にあわせた時間で働けるから	税金や社会保険等で被扶養者の範囲で働きたいから	仕事に責任が出てくるのが負担になるから	習いごとや趣味などと両立させたいから	地域活動やボランティア活動などと両立させたいから	保育所（園）など子育てのための環境が整っていないから	施設など介護のための環境が整っていないから	長く勤めるつもりがないから	家族の同意が得やすいから	その他
【年齢別・男性】													
20歳代	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30歳代	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
40歳代	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50歳代	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
60歳代	6	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7
70歳代	5	20.0	0.0	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
80歳以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【年齢別・女性】													
20歳代	3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3
30歳代	7	0.0	28.6	57.1	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3
40歳代	19	15.8	52.6	47.4	21.1	5.3	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5
50歳代	14	28.6	57.1	50.0	28.6	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1
60歳代	14	28.6	21.4	50.0	14.3	7.1	7.1	14.3	0.0	0.0	7.1	0.0	7.1
70歳代	6	0.0	16.7	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3
80歳以上	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

家事専業、無職を選んでいる理由を年齢別にみると、女性の20・30歳代で「子育ての負担が大きい」と、40歳代で「希望の仕事が見つからない」と、50歳代で、「経済的に働く必要がない」「家事の負担が大きい」「特に理由はない」が最も高くなっています。

■家事専業、無職を選んでいる理由（家事専業、無職の人）（MA）

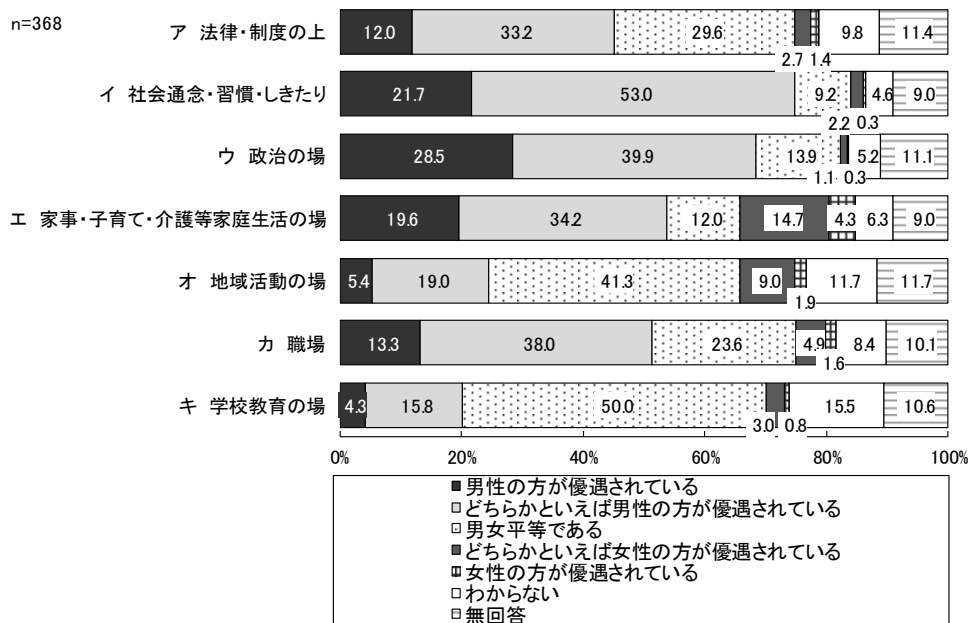
	合計	経済的に働く必要がないため	家事の負担が大きい	子育ての負担が大きい	親や病気の家族の介護・世話をす	ため	希望の仕事が見つからない	社会に出たくない	高齢である	その他	特に理由はない	無回答
【年齢別・男性】												
20歳代	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30歳代	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
40歳代	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
50歳代	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
60歳代	10	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	30.0	20.0	30.0	0.0
70歳代	30	23.3	0.0	0.0	6.7	0.0	10.0	0.0	60.0	16.7	6.7	10.0
80歳以上	2	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0
【年齢別・女性】												
20歳代	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30歳代	9	11.1	22.2	55.6	0.0	11.1	44.4	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0
40歳代	6	33.3	0.0	16.7	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0
50歳代	9	22.2	22.2	0.0	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0	11.1	22.2	11.1
60歳代	24	45.8	8.3	0.0	8.3	12.5	12.5	0.0	16.7	16.7	29.2	4.2
70歳代	45	17.8	2.2	0.0	4.4	0.0	0.0	0.0	73.3	0.0	8.9	6.7
80歳以上	7	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	85.7	0.0	0.0	14.3

②男女の平等観

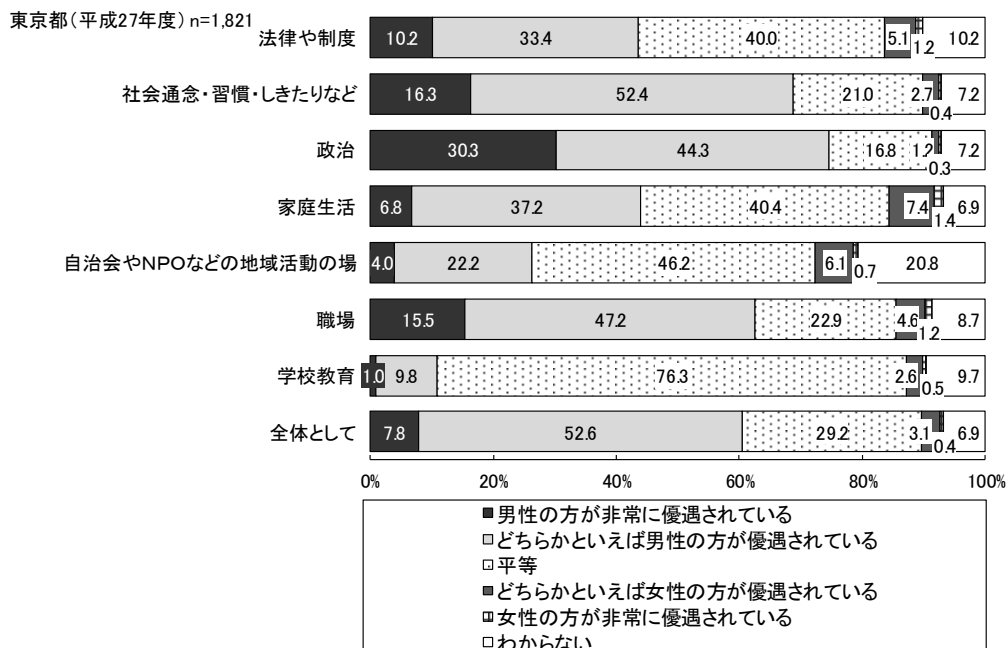
各分野における男女平等観について、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”では、【社会通念・習慣・しきたり】が74.7%と最も高く、次いで【政治の場】が68.4%、【家事・子育て・介護等家庭生活の場】が53.8%となっています。また、“男女平等”では、【学校教育の場】が50.0%、【地域活動の場】が41.3%となっています。

東京都と“男女平等”について比較すると、特に【家庭生活】と【学校教育】で、20ポイント以上低くなっています。

■各分野における男女平等観（SA）



■各分野における男女平等観〈東京都〉（SA）

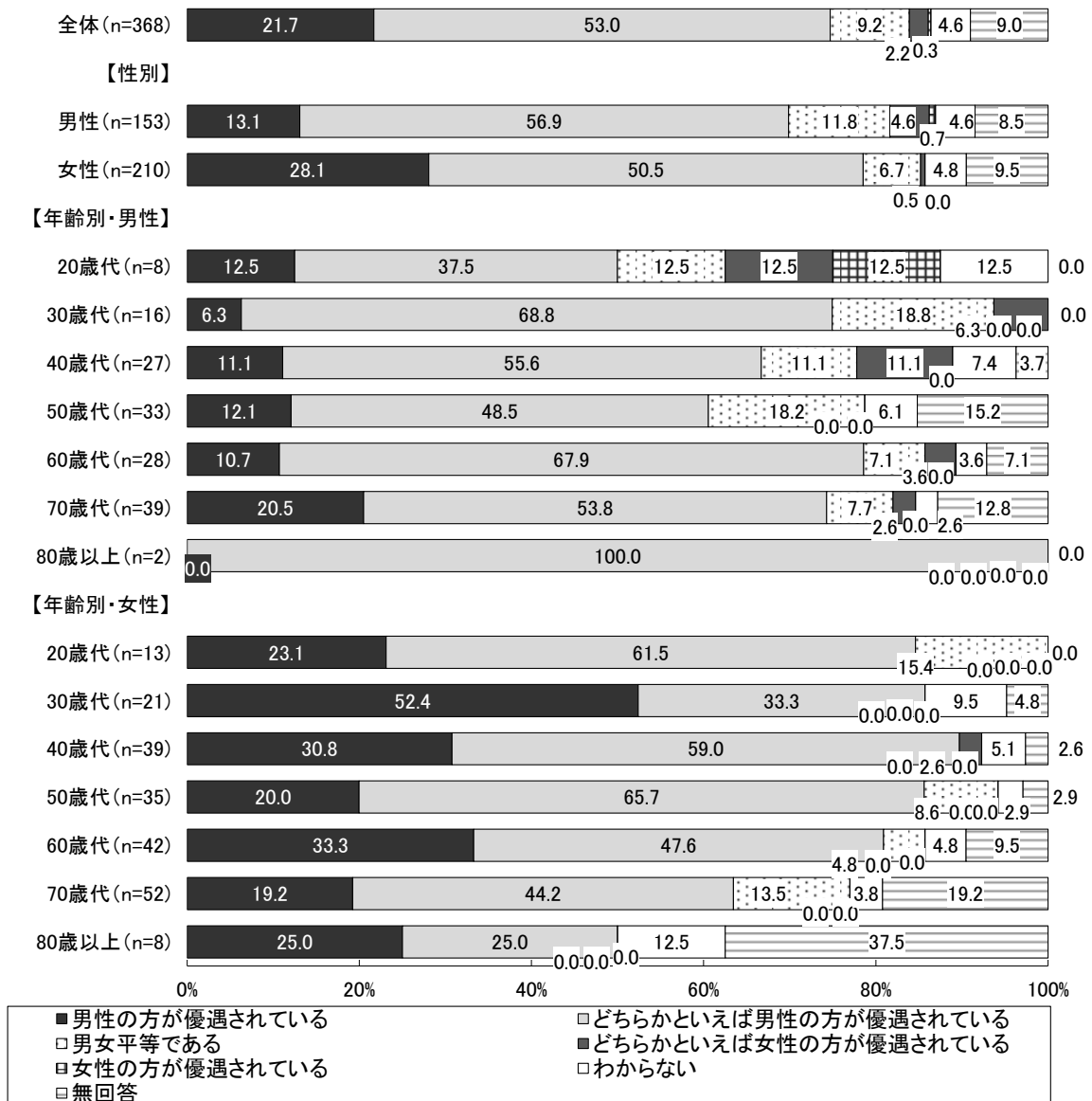


【性・年齢別クロス】「男女平等」が低くなっていた項目

社会通念・習慣・しきたりについて、性別にみると、女性で“男性優遇”が78.6%と、男性に比べて8.6ポイント高くなっています。

年齢別にみると、男性の80歳以上と女性の60歳代以下で“男性優遇”が8割を超えて特に高くなっています。

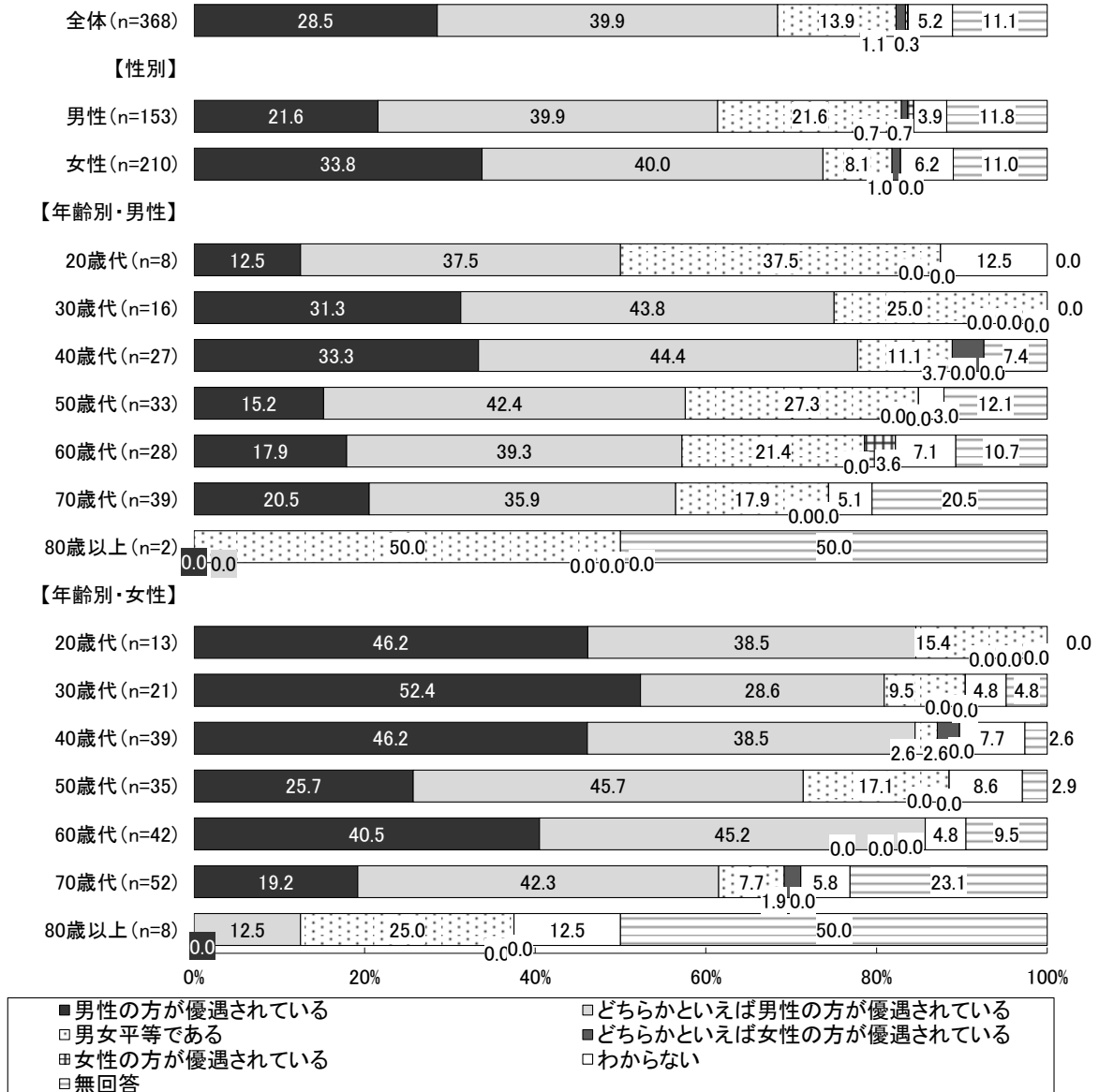
■イ 社会通念・習慣・しきたり<<性・年齢別>>



政治の場について、性別にみると、女性で“男性優遇”が73.8%と、男性に比べて12.3ポイント高くなっています。

年齢別にみると、男性の30・40歳代、女性の60歳代以下で“男性優遇”が7割を超えて特に高くなっています。また、男女ともに80歳以上で“男女平等”が“男性優遇”を上回っています。

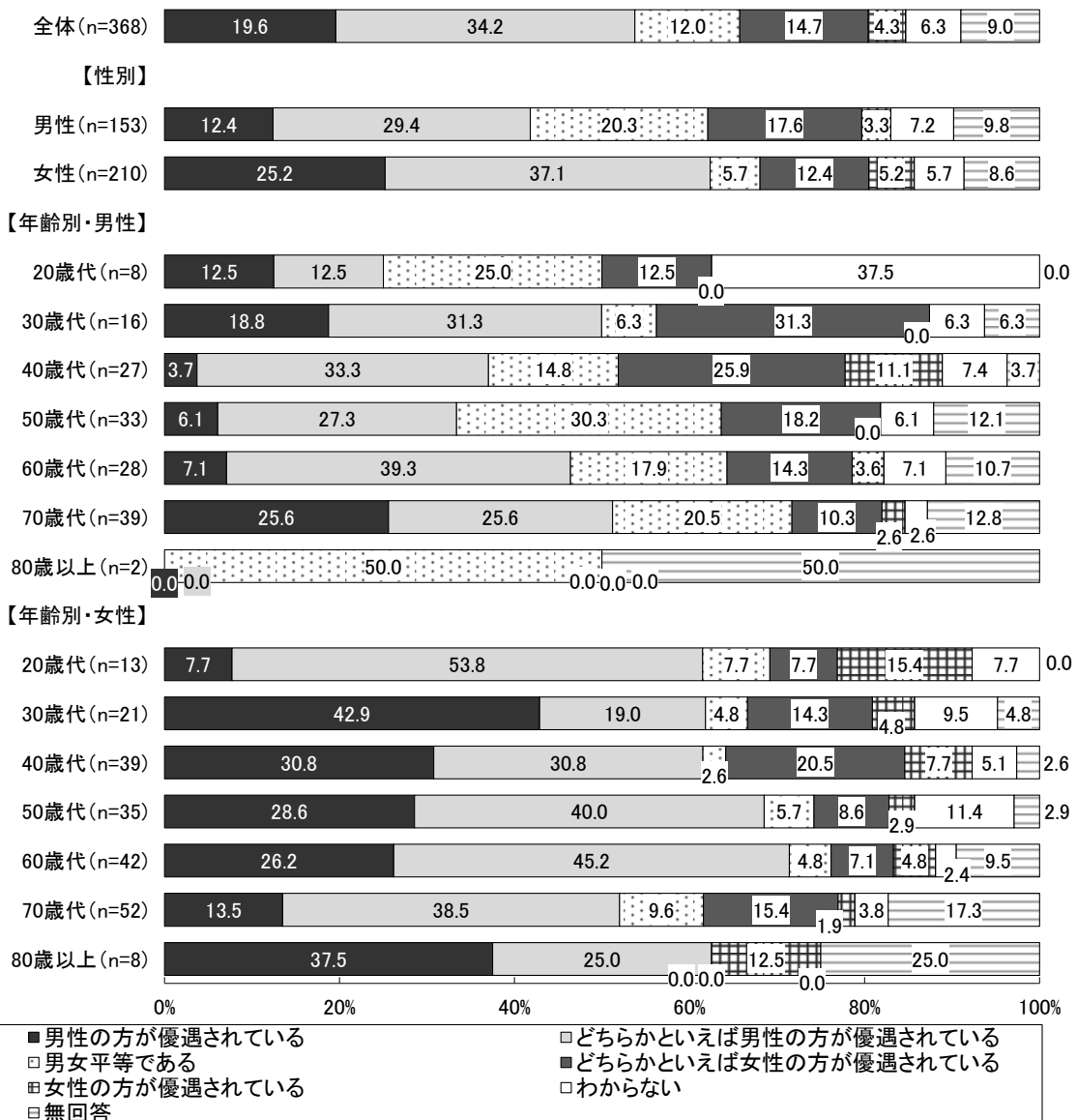
■ウ 政治の場<<性・年齢別>>



家事・子育て・介護等家庭生活の場について、性別にみると、女性で“男性優遇”が62.3%と、男性に比べて20.5ポイント高くなっています。

年齢別にみると、男性の20歳代で“男性優遇”と“男女平等”がそれぞれ25.0%、40歳代で“男性優遇”と“女性優遇”がそれぞれ37.0%、80歳以上で“男女平等”が50.0%と最も高くなっている一方、女性ではすべての年齢で“男性優遇”が5割を超えています。

■エ 家事・子育て・介護等家庭生活の場<<性・年齢別>>

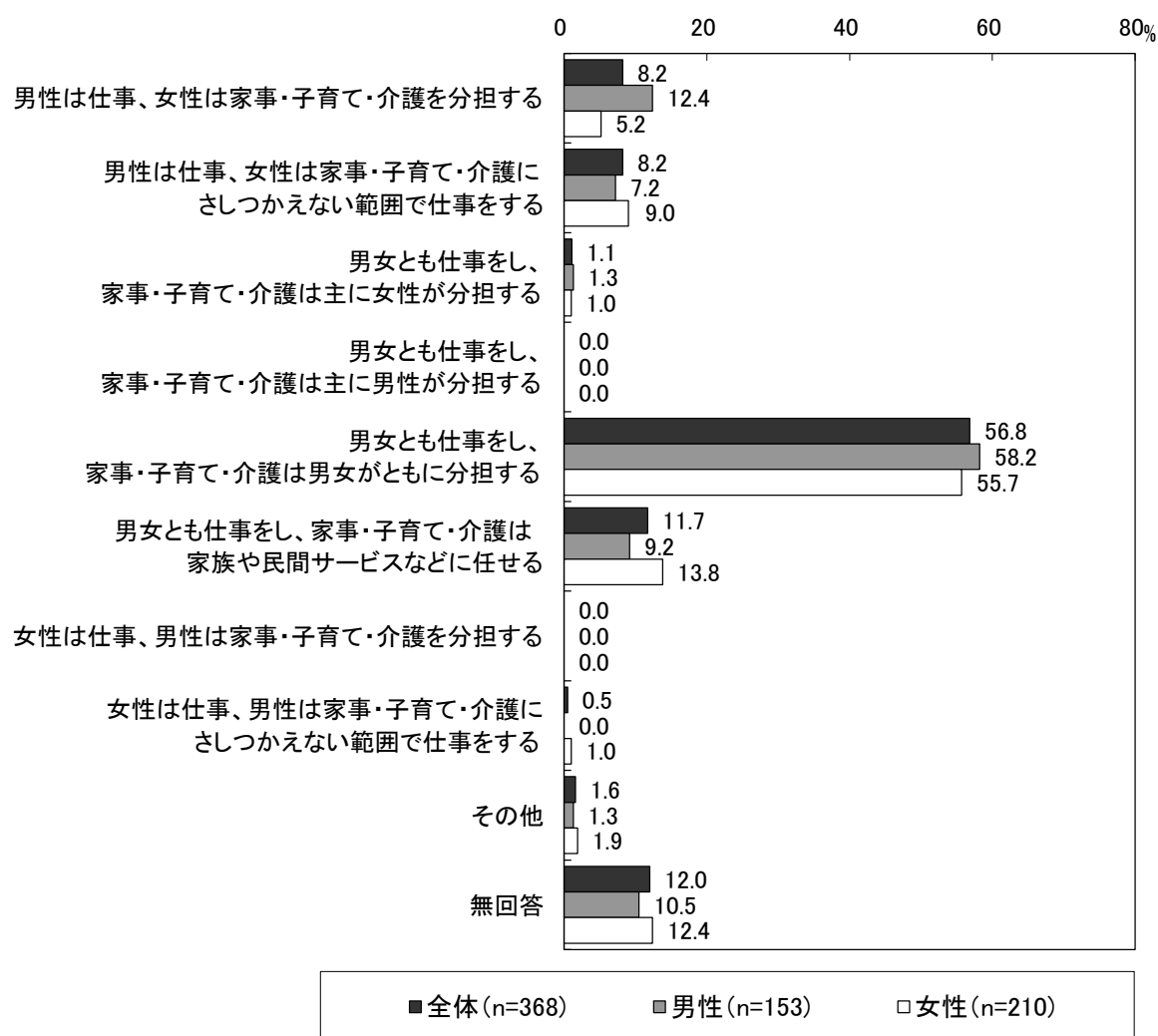


③性別による役割分担意識

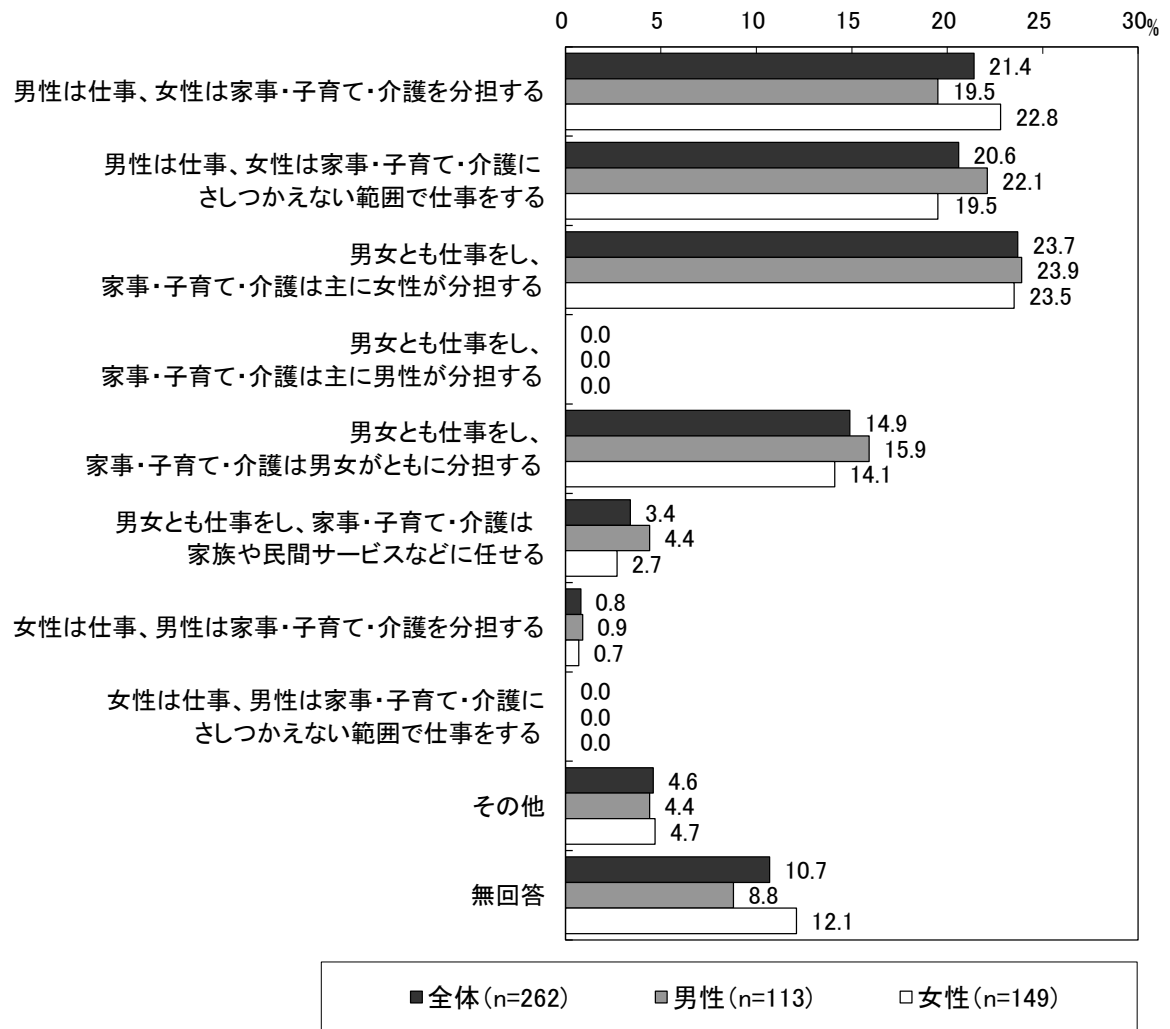
家庭における男女の役割分担の理想は、「男女とも仕事をし、家事・子育て・介護は男女がともに分担する」が56.8%と最も高く、次いで「男女とも仕事をし、家事・子育て・介護は家族や民間サービスなどに任せる」が11.7%と、「男女がともに分担」が高くなっています。

一方で、現状は「男女とも仕事をし、家事・子育て・介護は主に女性が分担する」が23.7%と最も高く、次いで「男性は仕事、女性は家事・子育て・介護を分担する」が21.4%、「男性は仕事、女性は家事・子育て・介護にさしつかえない範囲で仕事をする」が20.6%と、「家事・子育て・介護は主に女性が分担」が高く、理想と現状に差があることがうかがえます。

■家庭における男女の役割分担《理想》（SA）



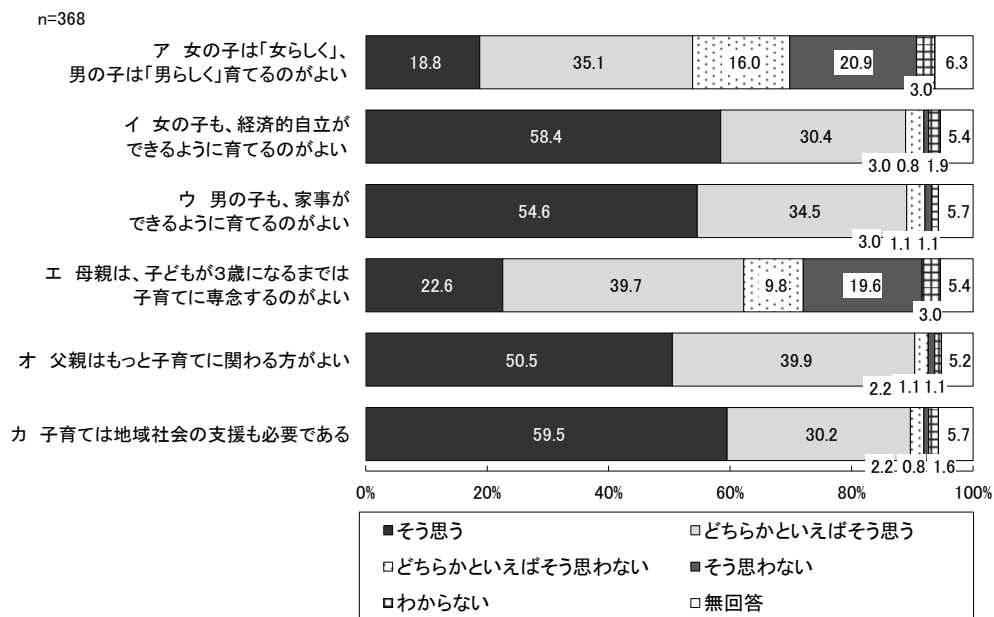
■家庭における男女の役割分担《現状》（S A）



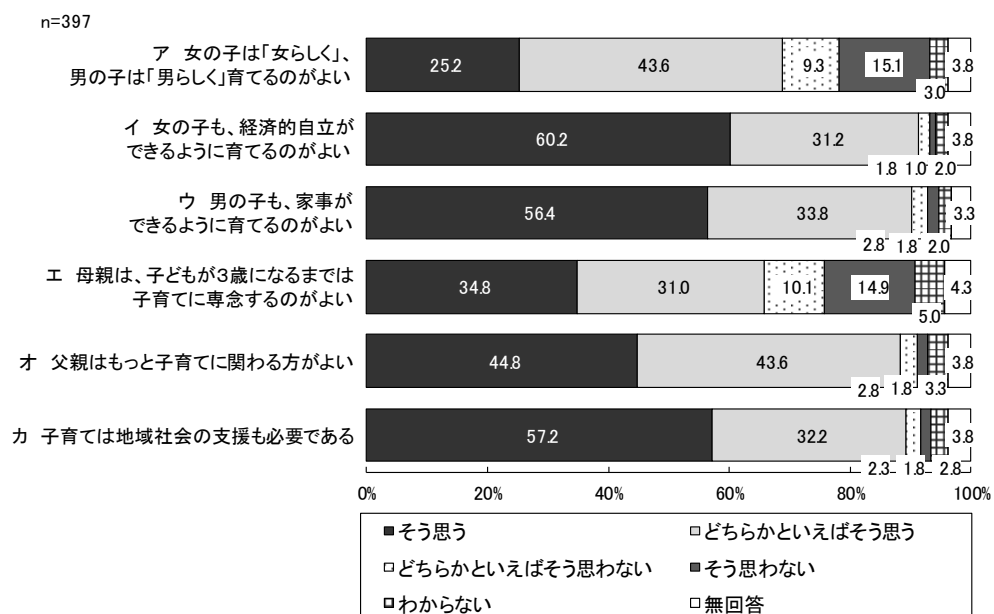
子育てに対する考え方について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“思う”では、【父親はもっと子育てに関わる方がよい】が90.4%と最も高く、次いで【子育ては地域社会の支援も必要である】が89.7%、【男の子も、家事ができるように育てるのがよい】が89.1%となっています。

前回調査と比較すると、【女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」育てるのがよい】の“思う”が約15ポイント減少しています。

■子育てに対する考え方（S A）



■子育てに対する考え方《経年比較》（S A）

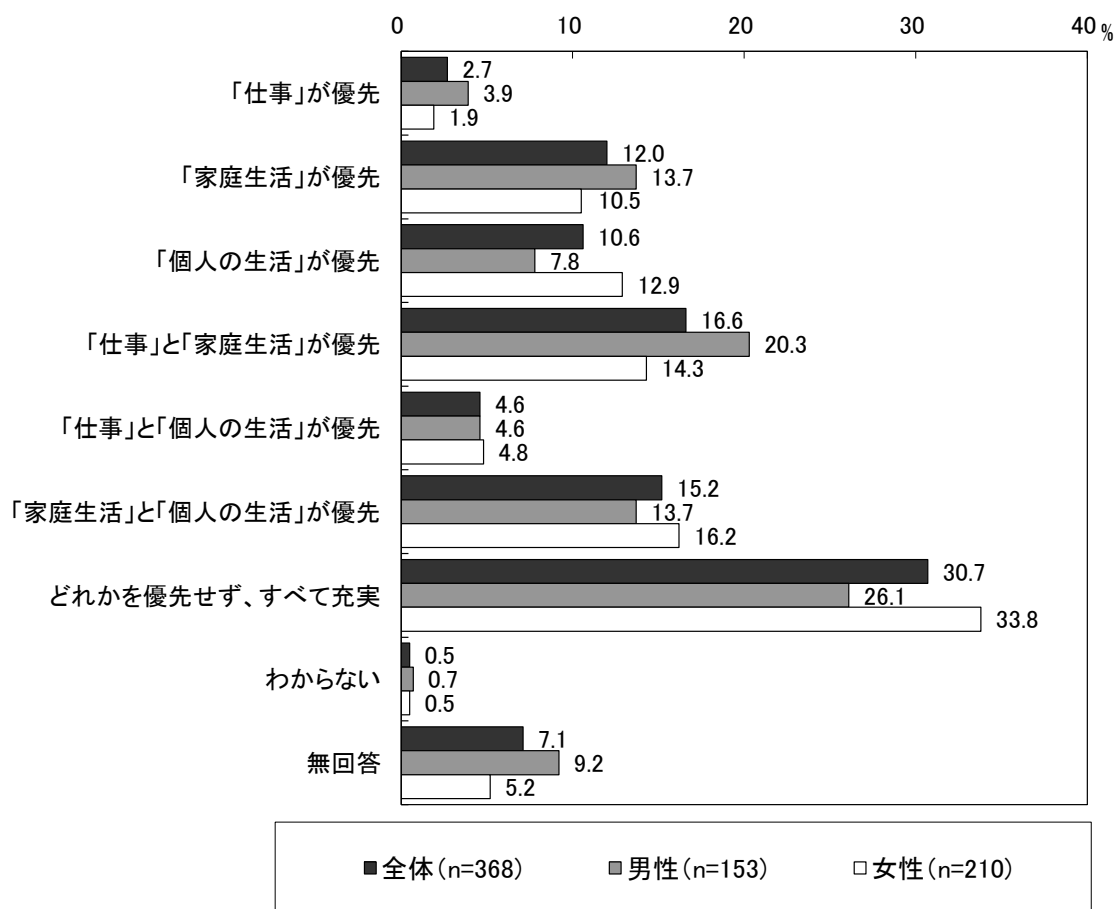


④ワーク・ライフ・バランス※6

「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度の希望は、男女ともに「どれかを優先せず、すべて充実」が最も高くなっています。

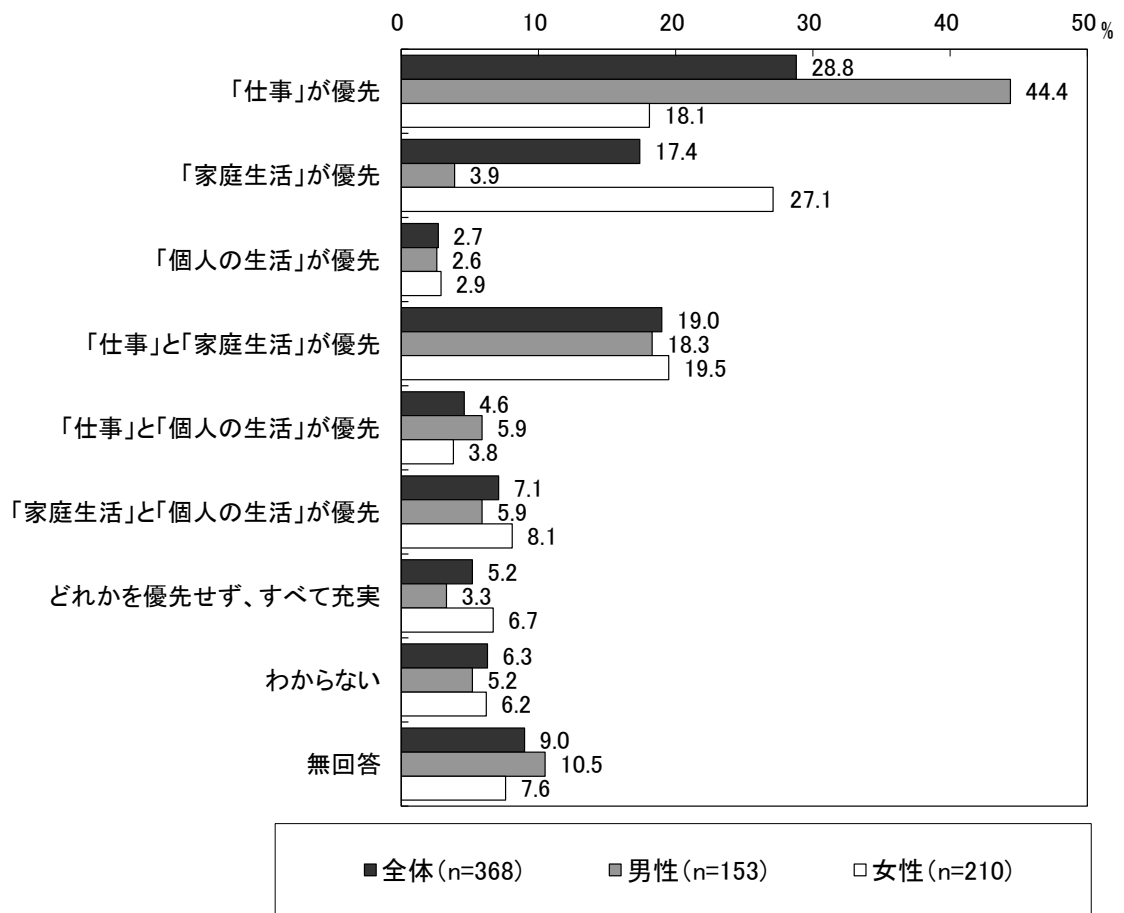
一方で現実の優先度を性別にみると、男性で「仕事」が優先が44.4%と、女性に比べて26.3ポイント高く、女性で「家庭生活」が優先が27.1%と、男性に比べて23.2ポイント高くなっており、性別による役割分担がうかがえます。

■「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度《希望》（SA）



※6 「仕事」と子育てや地域活動など「仕事以外の活動」を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすること。

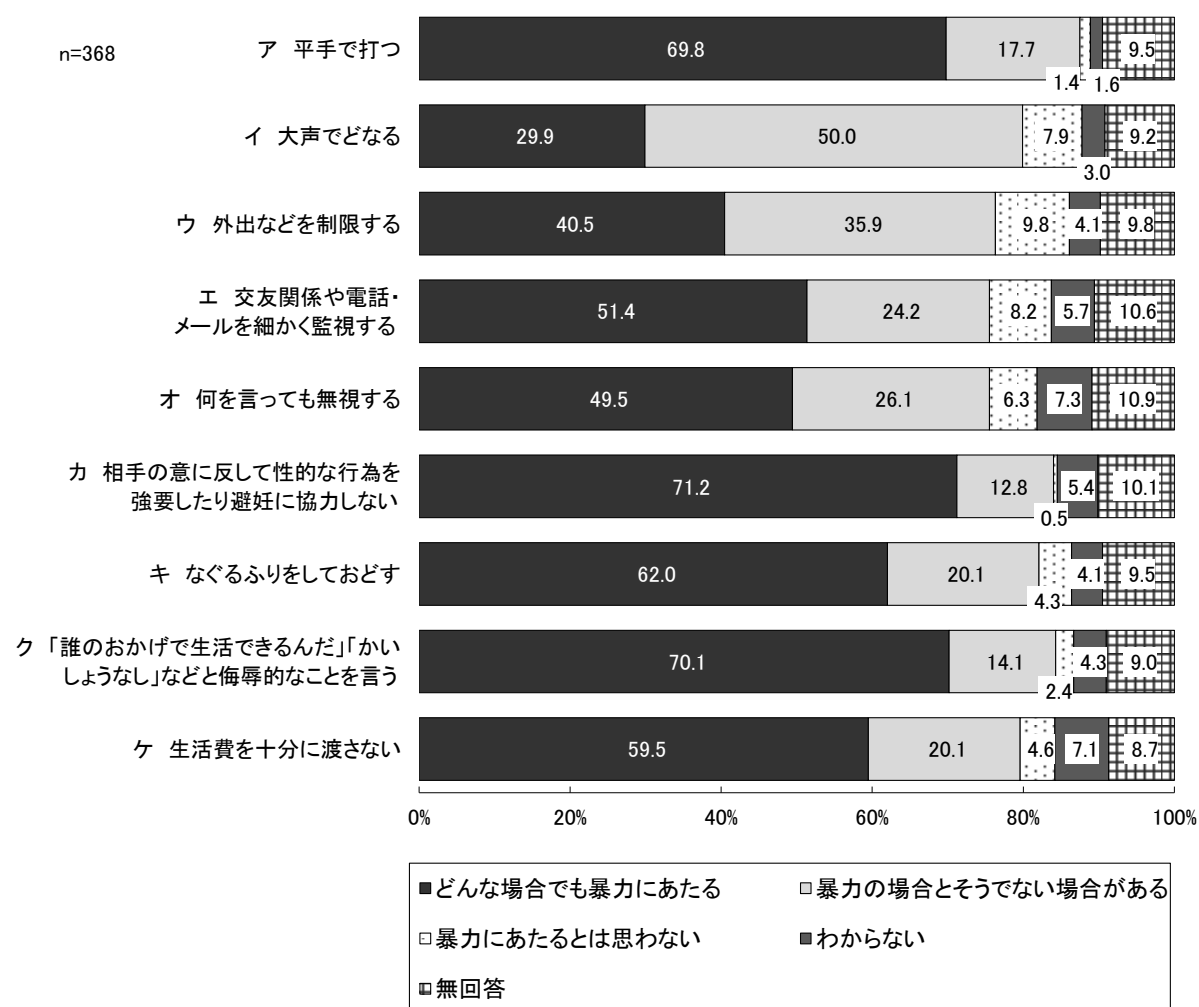
■ 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度《現実》（SA）



⑤ 配偶者やパートナーからの暴力

暴力に対する認識について、「どんな場合でも暴力にあたる」では、【相手の意に反して性的な行為を強要したり避妊に協力しない】が71.2%と最も高く、次いで【「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしようなし」などと侮辱的なことを言う】が70.1%、【平手で打つ】が69.8%となっています。また、【外出などを制限する】は、「暴力にあたるとは思わない」が1割弱と他に比べて高くなっています。

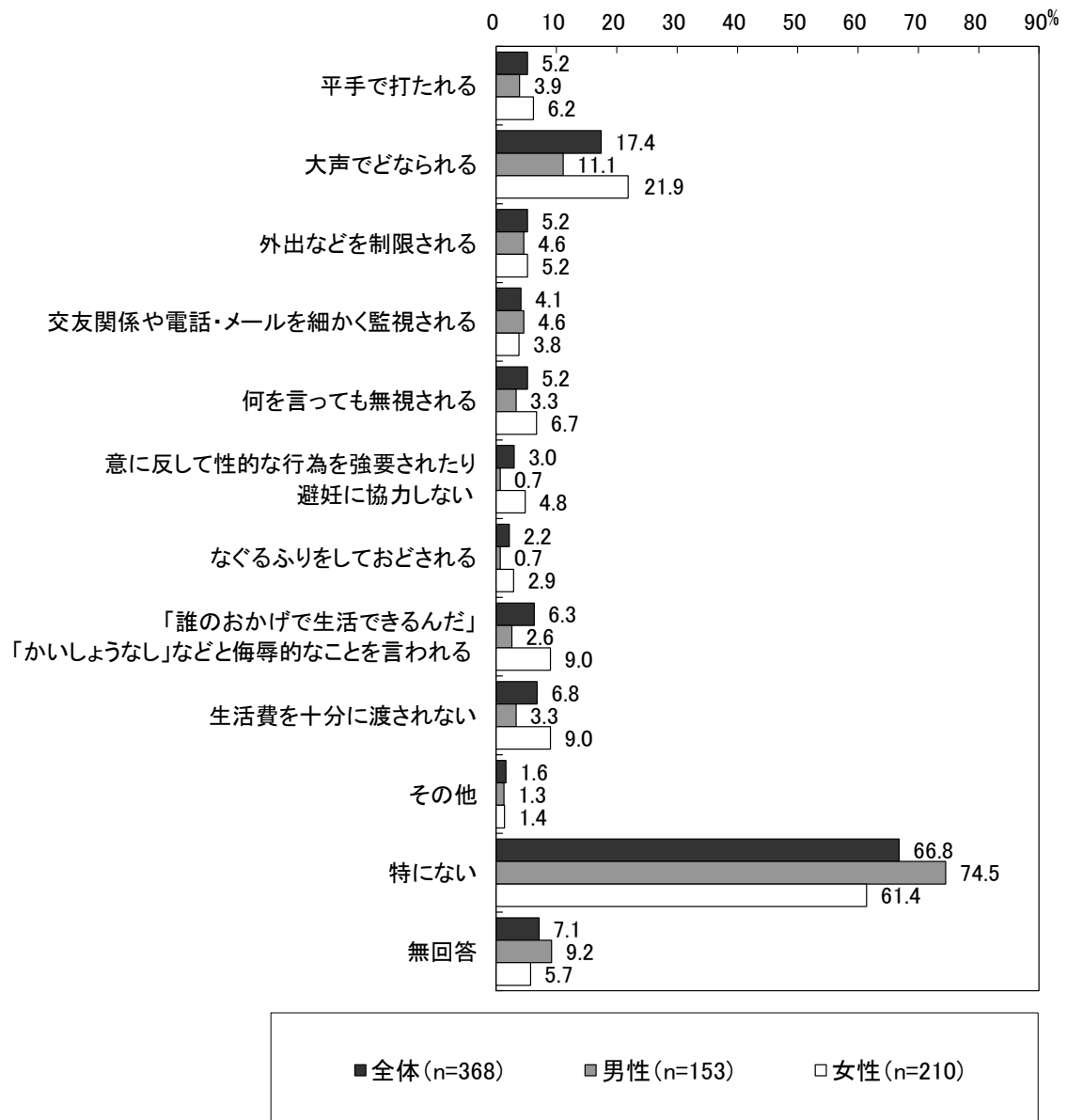
■ 暴力に対する認識（SA）



配偶者やパートナーから暴力を受けた経験は、「大声でどなられる」が17.4%、次いで「生活費を十分に渡されない」が6.8%となっています。

性別にみると、女性で「大声でどなられる」が21.9%と、男性に比べて10.8ポイント高くなっています。

■配偶者やパートナーから暴力を受けた経験(MA)



⑥男女共同参画社会の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現や、女性の活躍推進の取組に関して必要になると思う情報について年齢別にみると、男性の20歳代で“仕事と子育て・介護との両立支援制度に関する情報”、“ワーク・ライフ・バランスの推進や、働き方の見直しの実践例に関する情報”が、女性の30歳代で“保育所（園）や幼稚園に関する情報”、“学童保育に関する情報”が、他に比べて高くなっています。

■ワーク・ライフ・バランスの実現や、女性の活躍推進に関して必要になると思う情報（MA）

	合計	報 保 育所（園） や幼稚園に 関する情 報（場所・ 保育料など）	用 学 童保育に 関する情 報（場所、 利	る 介 護・家事 の支援サ ービスに 関する 情報（内 容、利用 方法など）	ど 関 する・再 就職の ための 職業訓 練に 関する 情報（利 用方法、 相談先 など）	（ 起 業・N PO活 動のた めの情 報 （支援 内容、 相談先 など）	法 制 度に関 する情 報（内 容、利 用支 援	仕 事 と子育 て・介 護との 両立支 援	女 子 育てを しながら 働き続 けている 事例に 関する 情報	男 性 的に家 事・子 育てに 参画す る 事例に 関する 情報	す や ワーク ・ライ フ・バ ランス の推進 に関 する情 報	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い	無 回 答	
【年齢別・男性】																
20歳代	8	62.5	50.0	25.0	50.0	12.5	75.0	25.0	37.5	62.5	12.5	0.0	12.5	0.0		
30歳代	16	68.8	37.5	37.5	31.3	0.0	50.0	31.3	25.0	37.5	0.0	0.0	12.5	0.0		
40歳代	27	51.9	40.7	40.7	48.1	22.2	40.7	48.1	33.3	51.9	0.0	0.0	7.4	3.7		
50歳代	33	33.3	33.3	42.4	45.5	33.3	36.4	27.3	24.2	42.4	3.0	9.1	9.1	0.0		
60歳代	28	35.7	14.3	46.4	39.3	10.7	28.6	32.1	21.4	14.3	3.6	10.7	17.9	0.0		
70歳代	39	35.9	30.8	51.3	30.8	0.0	35.9	33.3	20.5	25.6	0.0	0.0	10.3	5.1		
80歳以上	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0		
【年齢別・女性】																
20歳代	13	53.8	46.2	46.2	23.1	23.1	53.8	30.8	23.1	23.1	0.0	0.0	23.1	0.0		
30歳代	21	81.0	61.9	33.3	38.1	4.8	42.9	19.0	14.3	38.1	0.0	0.0	0.0	0.0		
40歳代	39	46.2	48.7	51.3	30.8	10.3	41.0	28.2	23.1	51.3	5.1	5.1	10.3	0.0		
50歳代	35	51.4	31.4	65.7	40.0	5.7	54.3	20.0	20.0	22.9	0.0	14.3	5.7	0.0		
60歳代	42	42.9	35.7	66.7	28.6	14.3	47.6	9.5	14.3	21.4	0.0	4.8	2.4	4.8		
70歳代	52	25.0	17.3	61.5	9.6	3.8	21.2	9.6	9.6	15.4	0.0	13.5	7.7	5.8		
80歳以上	8	50.0	50.0	50.0	25.0	12.5	37.5	50.0	37.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0		

3 第二次計画の進捗状況

(1) 評価結果の概要

第二次計画においては、その着実な推進と実効性を確保するため、各事業の実績に対する所管課の自己評価を行い、その自己評価に基づき、東大和市男女共同参画推進審議会を経て報告書として毎年度とりまとめを行っています。

自己評価は、主要な目的が男女共同参画の推進にあると読み取れる事業を「主目的事業」、主要な目的が男女共同参画の推進と別にあるが、男女共同参画の推進に関連があると読み取れる事業を「関連事業」と位置付け、それぞれの基準に基づいて行いました。

評価の基準

■主目的事業：事業の実績に基づいて★印で評価

★★★	順調または(目標を設定していれば)達成
★★	概ね順調または(目標を設定していれば)ほぼ達成だが、さらに工夫が必要
★	検討が必要
☆	実施せず

■関連事業：男女共同参画の視点について実施の際に配慮したかという観点で●印で評価

●●●	十分配慮し、事業を実施した
●●	配慮はしたが、事業を実施する上でさらに工夫が必要
●	配慮ができず、検討が必要
○	実施せず

平成30年度における自己評価の結果をみると、目標3及び4で「★★★」と「●●●」の割合がやや低くなっています。

■平成30年度の結果

第二次計画の目標	事業の評価								
		★★★	●●●	★★	●●	★	●	☆	○
1 あらゆる分野への男女共同参画	事業数	9	2	5	1	1	0	0	0
	合計(割合)	11(61.1)		6(33.3)		1(5.6)		0(0.0)	
2 互いの人権の尊重	事業数	11	16	9	4	3	0	1	0
	合計(割合)	27(61.4)		13(29.5)		3(6.8)		1(2.3)	
3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	事業数	3	16	3	7	2	1	0	0
	合計(割合)	19(59.4)		10(31.2)		3(9.4)		0(0.0)	
4 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実	事業数	1	0	3	0	3	0	0	0
	合計(割合)	1(14.2)		3(42.9)		3(42.9)		0(0.0)	
合計	事業数	24	34	20	12	9	1	1	0
	合計(割合)	58(57.4)		32(31.7)		10(9.9)		1(1.0)	

(2)目標ごとの主な取組状況

目標1 あらゆる分野への男女共同参画

◇国の動向

- 女性活躍の推進に関する市町村推進計画の策定が努力義務化（女性活躍推進法）
- 地方創生における女性活躍の推進（女性活躍加速のための重点方針 2019）
- 政治分野における女性の参画拡大（女性活躍加速のための重点方針 2019）
- あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成（女性活躍加速のための重点方針 2019）
- 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習への対応（女性活躍加速のための重点方針 2019）

◇平成 30 年度の市の取組状況

- 市政への男女共同参画の推進に向けて、審議会等における女性の比率改善や女性管理職の登用促進に努めました。それぞれ増加傾向にあるものの、審議会等の委員は 28.0%、管理職は 11.3%と、目標達成に至っていません。
- 教育の場における男女共同参画の推進に向けて、学校生活における性差別の慣行の見直し・改善や男女平等教育の推進に取り組んでいます。学級活動において児童・生徒が互いの人格を尊重し互いに支え合う取組の充実を図りました。また教職員、保育士の男女適正配置に努めており、私立保育園における男性保育士は 4.86%となっています。
- 地域活動・防災分野への男女共同参画の推進に向けて、性別によらない地域活動や防災分野への参画促進に取り組んでいます。その結果、地域におけるイベントの実行委員会等では男女数の大きな偏りはあまり見られない状況となっていますが、防災訓練の実施にあたり、女性の視点を持った防災リーダー育成の環境づくりが課題となっています。

◇アンケート結果から見える課題

- 各分野の男女平等観について、“男女平等”という回答が社会通念・習慣・しきたり、政治の場、家事・子育て・介護等家庭生活の場では 1 割前後と低くなっています。
⇒社会通念・習慣・しきたり、政治の場で男女平等という実感が低い
- 政治・経済・地域などの各分野で女性リーダーを増やす際の障害として、女性では“同僚となる男性や顧客が女性リーダーを希望しない”、“保育・介護・家事などへの家族の支援が不十分”が、それぞれ高くなっています。
⇒「女性リーダー」に対する男女双方の意識改革
- 前回調査と比較すると、【女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」育てるのがよい】の“思う”が約 15 ポイント減少しています。
⇒性別による役割分担ではなく、個性と能力に応じた教育が求められる
- 各分野における男女平等観について、前回調査と“男女平等”について比較すると、【地域活動の場】で 15.1 ポイント増加しています。また地域活動への現在の参加状況は「特になし」が最も高く、性別にみると、女性で「趣味やスポーツなどの活動」「町会や自治会、PTA などの地域活動」「子育て支援に関連した活動」が、男性に比べて高くなっています。今後参加したい活動は男性で「防犯、防災、交通安全などに関する地域活動」が女性に比べて高く、女性で「高齢者や障害者の介護・介助などの活動」が男性に比べて高くなっています。
⇒地域活動への男女双方の参画推進

目標2 互いの人権の尊重

◇国の動向

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶（女性活躍加速のための重点方針 2019）
- 生涯を通じた女性の健康支援の強化（女性活躍加速のための重点方針 2019）
- 男性の暮らし方・意識の変革（女性活躍加速のための重点方針 2019）
- 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性や、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人が安心して暮らせる環境の整備（第4次男女共同参画基本計画）

◇平成 30 年度の市の取組状況

- 生涯を通じた互いの性の尊重と健康支援に向けて、健康づくりに関する事業や性に関する正しい知識の普及を男女共同参画の視点で実施することに努めました。健康教室等への参加人数増加や、各種健康相談の利用促進に向けた周知普及が重要となっています。
- 配偶者からの暴力の防止に向けて、暴力を防止するための広報、啓発や相談と支援体制の充実に取り組んでいます。また、庁内関係課との連携を図り相談者の状況に応じた援助を行うなど、配偶者暴力相談支援センター機能の一部を果たすことができました。
- あらゆる人権を尊重する意識づくりに向けて、男女共同参画情報誌の発行、男女共同参画に関する講座の開催や関連図書の実践など、広報、意識啓発に取り組んでいます。男女共同参画に関する講座への男性の参加促進に向けて男性でも参加しやすい講座の開催に努めていますが、参加者が少なくなっており、テーマ設定や周知の工夫が重要となっています。また、国際交流の推進や外国人に対する情報提供を男女共同参画の視点を踏まえて行うことに努めました。

◇アンケート結果から見える課題

- 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の認知度は5.2%となっています。
⇒リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の継続的な普及
- 暴力に対する認識として、【外出などを制限する】ことを「暴力にあたるとは思わない」回答が1割弱と、他に比べて高くなっています。またこれまでに配偶者やパートナーから受けた暴力は「大声でどなられる」精神的暴力が17.4%、「生活費を十分に渡されない」経済的暴力が6.8%となっています。暴力を受けたことを相談しなかった理由は“相談するほどではないと思った”が最も高くなっています。
⇒暴力に対する認識を高めることによる、加害者・被害者双方の根絶
- 暴力を受けた経験の相談は【なぐるふりをしておどされる】と【生活費を十分に渡されない】で「相談した」が最も高く、“相談しなかった”回答は、性的暴力の被害者で8割を超えて高くなっています。暴力を受けた際にあればよかったと思う助けは“身近な人や同様の経験をした人からの助言、援助”、“カウンセリングなどの精神的援助”など、精神的な支援へのニーズが高くなっています。
⇒相談しやすく、被害者に寄り添った支援
- 各分野の男女平等観について、“男女平等”という回答が社会通念・習慣・しきたり、政治の場、家事・子育て・介護等家庭生活の場では1割前後と低くなっています。また、東京都と“男女平等”について比較すると、【家庭生活】と【学校教育】で、20ポイント以上低くなっています。
⇒教育の場から家庭まで、幅広い年代に向けた意識啓発

目標3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

◇国の動向

- 子育て、介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進（女性活躍加速のための重点方針 2019）
- 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進（女性活躍加速のための重点方針 2019）
- 男性の暮らし方・意識の変革（女性活躍加速のための重点方針 2019）

◇平成 30 年度の市の取組状況

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する支援に向けて、男女共同参画に関する情報提供や、父親ハンドブックの配布に取り組んでいます。また、家庭教育や子育て支援、ホームヘルパーの派遣、各種相談事業等を男女共同参画の視点で実施することに努めています。
- 安心して暮らせる介護支援環境の整備に向けて、介護保険サービスの体制整備や介護者に対する相談支援について、男女共同参画の視点で実施することに努めています。
- 働く場における男女共同参画の推進に向けて、商工会の協力を得て、制度の周知に関する情報提供を行いました。一方で女性の能力開発・向上に向けた講座の検討を行うことができず、国や都の実施する講座の情報提供を行いました。

◇アンケート結果から見える課題

- 回答者の職業は、女性の30・40・50歳代で「パート、アルバイト」が、女性の30・60歳代で「家事専業（主婦・主夫）」がそれぞれ最も高く、パート、アルバイト等を選んでいる理由は、女性の20・40・50歳代で“正社員では家庭との両立が難しい”が高くなっています。また、家事専業、無職を選んでいる理由は女性の20・30歳代で“子育ての負担が大きい”、50歳代で“家事的負担が大きい”が最も高くなっています。一方で、家庭における男女の役割分担について、理想は“仕事も、家事・子育て・介護も男女がともに分担”が最も高くなっています。
⇒家事・子育てとの両立を理由にパート、アルバイト等や家事専業を選ぶ30～50歳女性が多い
- ワーク・ライフ・バランスを阻害している要因として男性では「長時間労働が恒常化している」が女性に比べて高く、さらに男性では通勤時間が“1時間以上”の回答が40%となっています。また、ワーク・ライフ・バランスの実現等に必要な情報提供として、働き方改革にあたっての実践例が求められています。
⇒長時間労働の是正や多様な働き方の実現に向けた、企業への働きかけ
- 女性の就労継続、出産後再就職しやすい環境をつくるためには“保育環境を充実させる”が最も高く、年齢別では女性の20・30歳代で“多様な働き方の実現”が最も高く、女性の20・50歳代で“男性の家事・子育てへの参加促進”が他に比べて高くなっています。また、管理職に昇進することへのイメージは女性で「責任が重くなる」「仕事と家庭の両立が困難になる」が、男性に比べて10ポイント以上高くなっています。
⇒女性が働き続けるための保育・介護環境整備、男性の家事・子育て参画などの多様な支援の展開

目標4 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実

◇国の動向

- 女性活躍の基盤となるジェンダー統計の充実（女性活躍加速のための重点方針 2019）
- 女性活躍の視点に立った制度等の整備（女性活躍加速のための重点方針 2019）

◇平成 30 年度の市の取組状況

- 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実に向けて、男女共同参画相談窓口の設置や市独自の職員研修の実施等に取り組んでいます。研修の実施により男女共同参画に対する職員の共通認識と理解を図ることができましたが、計画に定めた男女共同参画推進拠点の整備には至っていません。

◇アンケート結果から見える課題

- 当市が男女共同参画推進のために実施している事業の認知度は、2割以下となっています。
⇒事業の認知度向上に向けた工夫
- 男女共同参画社会の実現にあたっては、特に働き盛り・子育て世代からはワーク・ライフ・バランスの実現に向けた保育・介護サービスの充実が、60歳以上の世代からは教育の場における意識の形成、意思決定の場で男女双方の視点を取り入れることが求められています。また、ワーク・ライフ・バランスの実現や、女性の活躍推進に関して必要な情報提供として、子育て・介護との両立支援制度やサービスに関する情報、働き方改革にあたっての実践例が求められています。
⇒男女共同参画社会の実現に向けて求める取り組みや情報は、世代によって傾向が異なる

(3)課題のまとめ

●●ともに個性と能力を発揮できる社会の実現

◇ワーク・ライフ・バランスを実現する子育て・介護支援

男女がともにあらゆる分野に参画し、心豊かな生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠です。

一方、アンケート調査ではワーク・ライフ・バランスの希望と現実が一致していない回答が多くなっていることから、男女がともにそれぞれの希望に応じて仕事と家事・子育て・介護を担うことのできる環境づくりに取り組む必要があります。特に、子育てや介護との両立にあたっては、保育・介護施設やサービスの不足が課題として挙げられています。そのため、子育てや介護に直面しても働き続けることのできる福祉サービスの充実や、家事代行等の外部サービスの利用促進、地域全体で子どもや高齢者を見守るための支援が重要となっています。

◇働く場における男女共同参画の推進

男女がともに働く場においてその個性と能力を十分に発揮するためには、個人の希望を実現することができる周囲の環境が重要となります。

一方、アンケート調査では家庭における男女の役割分担について理想と現実に食い違いがあり、特に女性が家事・子育て・介護を主に担っている家庭が多く、それを理由に働くことができない女性も一定数いる状況です。そのため、多様な働き方の実現やワーク・ライフ・バランスの推進が重要となっています。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けては「男性中心型労働慣行」を見直し、家事・子育てを男女がともに担うという視点も重要となることから、長時間労働の是正等、企業への働きかけが重要となっています。

さらに、管理職に昇進することへの消極的なイメージを払しょくし、性別ではなく個人の希望や能力に応じた人事・人材配置がなされるよう、意識の改革や環境の整備が重要となっています。

◇地域活動・意思決定の場への男女共同参画の推進

政策や意思決定、地域活動等、社会のあらゆる分野において、男女双方の視点に基づく活動が推進されることが重要です。

アンケート調査では、地域活動の場における男女平等観は前回調査に比べ高くなっているものの、第二次計画では女性の視点を持った防災リーダー育成の環境づくりが課題となっています。「女性リーダーが周囲から受け入れられない」という認識を払しょくし、男女がともに地域活動や様々な意思決定の場に参画することができる環境の整備、学習機会の提供に努める必要があります。

●●互いの人権を尊重できる環境づくり

◇配偶者等からの暴力の防止

暴力は人権を侵害する行為であり、男女共同参画社会の形成を阻害する重大な問題として、その根絶に向けて取り組む必要があります。アンケート調査において暴力であるとの認識が低かった社会的暴力や、一定数の被害がみられた精神的暴力、経済的暴力など、暴力への正しい認識を普及し、暴力の根絶に努めるとともに、被害者の適切な支援につながるための相談先の普及、庁内関係課との連携による支援体制の充実が重要となっています。

◇配慮が必要な人への支援

生活困窮、就業機会の不足、地域社会からの孤立など、困難な課題に直面する人が増加しており、最終的に自立した個人としてその能力と個性を発揮できるよう、男女共同参画の視点に立って包括的に支援を行うことが必要です。

当市においても外国籍市民やひとり親家庭など、特に困難を抱えやすい状況にある家庭が増加傾向にあり、適切な支援策の検討が重要となっています。

◇生涯を通じた健康支援と多様な性の尊重

互いの身体的性差や多様な性の在り方を十分に理解し合い、人権を尊重し、思いやりを持つことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となります。

生涯を通じた健康支援に向けて、健康教室、各種健康相談等、女性特有の健康づくり支援や、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の考え方の普及に向けた周知啓発、多様な性に対する理解促進が重要となっています。

●●男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実

◇男女平等の意識づくり

男女共同参画意識の醸成は、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進にあたっての根幹を担うことから、各個人の個性と能力に応じて適正な配置・役割分担が行われるよう、継続的な啓発に努めるとともに、男性の家事・育児・介護等への参画やあらゆる場における女性の活躍推進に向けた学習機会の充実に努める必要があります。

アンケート調査では、東大和市の各種事業や男女共同参画に関する用語の認知度が低く、また、子育て・介護との両立支援制度やサービス、働き方改革に関する情報提供が求められています。ニーズに応じた適切な情報提供に努める必要があります。

◇男女平等に向けた教育の推進

人権尊重の意識や価値観は、幼少期における家庭・学校・地域社会の中で形成されることから、男女平等に向けた教育の推進は重要となります。

アンケート調査では、固定的な性別役割意識に基づく教育に賛同する意見が少なくなっている一方、家庭や教育の場における男女平等観は東京都に比べ低くなっています。そのため、世代を問わず固定的な性別役割分担意識を払しょくするなど、性別にとらわれず多様な選択ができ、互いに支え合う家庭を築くことのできる教育の継続的な実践と学習機会の充実に努める必要があります。

◇計画の推進体制・進捗管理

本計画の推進にあたっては、行政をはじめ、市民や家庭、企業、地域などのあらゆる主体が男女共同参画社会の実現の重要性への理解と、共通認識を持ち、着実な推進に向けて取り組むことが必要となります。

第3章 計画の基本的な方向

1 計画の理念

当市では、「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」第3条に掲げる以下の6つを基本理念として、本計画を推進するものとします。

人権の尊重

男女が、平等であることを基本として、性別を理由とする差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、個人としての人権が尊重されること。

社会的制度又は慣行についての配慮

男女が、性別による固定的な役割分担意識による社会的制度又は慣行により、社会における活動の自由な選択に対して影響を受けることのないよう配慮されること。

施策・方針の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

家庭生活と社会的活動との両立

家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会的支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における社会的活動とを両立できるよう配慮されること。

性と生殖に関する権利の尊重と健康維持

男女が対等な関係の下に互いの性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関する女性の権利が尊重され、産む性としての女性の健康が生涯にわたり維持されること。

国際協調

男女共同参画の推進に関する取組が、国際社会及び国内の取組との協調の下に行われること。

2 施策の体系

目標	課題	施策の方向性
1 ともに個性と能力を發揮できる社会の実現	1 ワーク・ライフ・バランスを実現する子育て・介護支援	①妊娠・出産・子育てに対する支援 ②介護環境の整備・支援
	2 働く場における男女共同参画の推進	①働き方改革・多様な働き方の実現 ②女性の就業継続やキャリア形成支援
	3 地域活動・意思決定の場への男女共同参画の推進	①地域活動への参画促進 ②意思決定の場への参画促進
2 互いの人権を尊重できる環境づくり	1 配偶者等からの暴力の防止	①暴力防止に向けた啓発 ②相談と支援体制の充実
	2 配慮が必要な人への支援	①ひとり親家庭・外国籍市民への支援
	3 生涯を通じた健康支援と多様な性の尊重	①生涯を通じた男女の健康支援 ②性的少数者への理解促進
3 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実	1 男女平等の意識づくり	①男女平等の意識づくり
	2 男女平等に向けた教育の推進	②男女共同参画に関する学習機会の提供 ①教育の場における男女共同参画の推進
	3 計画の推進体制・進捗管理	①庁内における男女共同参画の推進 ②計画の推進・進捗管理

施策	主な事業数	進捗管理
1 多様なニーズに応じた保育・子育て支援環境の充実 2 父親の家事・育児等への参画促進 3 男女がともに取り組む家庭教育への支援 4 地域における子育て支援体制の充実	3事業 1事業 1事業 2事業	具体的な事業とは、担当部署が計画に基づき取り組む事業のことです。
1 介護離職の防止に向けた環境整備 2 地域における高齢者の見守り体制の充実	1事業 1事業	(1) 男女共同参画推進計画の各施策に基づく具体的な事業の設定。
1 男女がともに働きやすい職場環境の実現	3事業	(2) 担当部署における具体的な事業の実行。
1 女性の就業継続やキャリア形成支援 2 女性の職域拡大・登用促進	3事業 1事業	(3) 男女共同参画推進計画連絡会議による点検・評価、男女共同参画推進審議会による諮問に基づく答申
1 男女双方の視点に立った地域活動の推進 2 防災分野への女性の参画	4事業 2事業	(4) 計画の年次報告書の作成、年次報告書の評価結果に基づく次年度の具体的な事業の検討。
1 地域活動の活性化	2事業	※年度毎に(1)から(4)までを繰り返しながら、PDCAサイクルで計画の進捗管理を行う。
1 暴力に対する認識を高める周知・普及 2 各種ハラスメント・ストーカー行為の防止	2事業 2事業	(1) から(4)までを繰り返しながら、PDCAサイクルで計画の進捗管理を行う。
1 支援に結びつけるための情報提供 2 被害者に寄り添った相談支援体制の充実 3 被害者の安全の確保・保護	1事業 2事業 1事業	(1) から(4)までを繰り返しながら、PDCAサイクルで計画の進捗管理を行う。
1 様々な理由により生活上の困難に直面している人が、地域社会から孤立しないための支援	5事業	(1) から(4)までを繰り返しながら、PDCAサイクルで計画の進捗管理を行う。
1 性と生殖に関する正しい知識の普及 2 健康支援・疾病予防	3事業 2事業	(1) から(4)までを繰り返しながら、PDCAサイクルで計画の進捗管理を行う。
1 性的少数者に関する啓発機会の充実	2事業	(1) から(4)までを繰り返しながら、PDCAサイクルで計画の進捗管理を行う。
1 男女共同参画に関する意識啓発	2事業	(1) から(4)までを繰り返しながら、PDCAサイクルで計画の進捗管理を行う。
1 男女共同参画に関する学習機会の提供	2事業	(1) から(4)までを繰り返しながら、PDCAサイクルで計画の進捗管理を行う。
1 男女共同参画の視点に立った教育の推進 2 能力や適性に応じた選択をするための教育の推進	2事業 1事業	(1) から(4)までを繰り返しながら、PDCAサイクルで計画の進捗管理を行う。
1 職員の男女共同参画意識の醸成 2 女性職員の活躍推進 3 審議会等政策決定過程への男女共同参画の推進	2事業 1事業 1事業	(1) から(4)までを繰り返しながら、PDCAサイクルで計画の進捗管理を行う。
1 庁内推進体制の充実 2 男女共同参画推進計画の進捗管理 3 調査研究及び情報収集	2事業 1事業 2事業	(1) から(4)までを繰り返しながら、PDCAサイクルで計画の進捗管理を行う。

第4章 計画の内容

目標 1 とともに個性と能力を発揮できる社会の実現

課題1 ワーク・ライフ・バランスを実現する子育て・介護支援

施策の方向性①妊娠・出産・子育てに対する支援

◇目指すべき方向性

男女がともに妊娠・出産・育児の不安と喜びを互いに分かち合い、行政や地域、身近な人の支援を受けながら、仕事と子育てを両立し、その希望を実現できる社会を目指します。

そのため、多様な働き方や子育てなどのニーズに対応したきめ細やかな保育・子育て支援環境を充実します。また、両親がともに家事・育児等を担うための広報、啓発活動のほか、地域全体で子育てを担うための支援に取り組みます。

No.	施 策	多様なニーズに応じた保育・子育て支援環境の充実				
		1	施 策 要	子育てをしながら働き続けることができるよう、更なる環境整備を行い、安心して子どもを育てることができる保育環境や支援サービスの充実を図る。		
			主 事 業	保 育 ・ 学 童 保 育 事 業 ・ 幼 児 教 育 の 充 実	担 当 部 署	保 育 課 青 少 年 課
				延 長 保 育 ・ 一 時 預 かり ・ 休 日 ・ 年 末 保 育 ・ 病 児 ・ 病 後 児 保 育 の 充 実		子 育 て 支 援 課 保 育 課
妊 娠 ・ 出 産 ・ 子 育 て に 関 する 情 報 提 供 ・ 相 談 体 制 の 充 実	子 育 て 支 援 課 健 康 課					
No.	施 策	父親の家事・育児等への参画促進				
		2	施 策 要	両親がともに家事・育児等を担っていけるよう、父親の積極的な参画に向けて、意識啓発を行う。		
		主 事 業	男 性 の 家 事 ・ 育 児 等 へ の 参 画 に 向 け た 知 識 普 及	担 当 部 署	健 康 課	
No.	施 策	男女がともに取り組む家庭教育への支援				
		3	施 策 要	家庭教育に対し、固定的な性別役割分担意識を払しょくして、男女が互いに協力しながら家庭教育を行うことができるよう、支援や意識啓発を行う。		
		主 事 業	乳 幼 児 保 護 者 に 対 す る 学 習 ・ 交 流 機 会 の 提 供	担 当 部 署	保 育 課 中 央 公 民 館	
No.	施 策	地域における子育て支援体制の充実				
		4	施 策 要	住民相互によるサービスを通じて、地域全体で子育て家庭を支える体制を構築する。		
		主 事 業	子 育 て 援 助 活 動 に 関 す る 事 業 へ の 支 援	担 当 部 署	子 育 て 支 援 課	
			地 域 住 民 と 子 ども と の 交 流		中 央 公 民 館	

施策の方向性②介護環境の整備・支援

◇目指すべき方向性

全国的に少子高齢化が進むなか、各家庭が介護の問題に直面した時でも、行政や地域、身近な人の支援を受けながら、男女がともに仕事と介護を両立し、その希望を実現できる社会を目指します。

そのため、介護離職の防止に向けた介護サービスの充実に取り組むとともに、介護者が介護を抱え込むことのないよう、地域における高齢者の見守り体制の充実に取り組みます。

No.	施 策	介護離職の防止に向けた環境整備			
		施 策 概 要	固定的な性別役割分担意識を払しょくして、男女がともに仕事と介護を両立することができるよう、安心して利用できる介護サービスの充実に努める。		
1		主 要 事 業	介護サービス基盤の充実	担 当 部 署	高齢介護課
No.	施 策	地域における高齢者の見守り体制の充実			
		施 策 概 要	介護者等が介護を抱え込むことがないよう、地域全体で高齢者のいる世帯を支える体制を構築する。		
2		主 要 事 業	高齢者及び介護者への相談支援体制の充実	担 当 部 署	高齢介護課

課題2 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向性①働き方改革・多様な働き方の実現

◇目指すべき方向性

男女がともにその個性と能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境と希望に応じたワーク・ライフ・バランスを実現することができる社会を目指します。

そのため、長時間労働の削減や多様で柔軟な働き方の確立、ハラスメント防止など、仕事と子育てや介護、個人の活動等、生活との二者択一を迫られることなく、男女がともに働き続けられる環境の実現に向けた情報提供や啓発活動に努めます。

No.	施策	男女がともに働きやすい職場環境の実現		
1	概要	市内事業者・労働者に対し、妊娠・出産・介護等のライフイベントを経ても働き続けられる職場環境の実現に向けた支援、情報提供を行う。		
	主な事業	労働相談に関する情報提供	担当部署	産業振興課
		男女共同参画に関する情報提供		地域振興課
	概要	市内事業者・労働者に対し、セクシュアル・ハラスメント ^{※7} 、パワー・ハラスメント ^{※8} 、マタニティ・ハラスメント ^{※9} 等の防止と適切な対応に向けた情報提供を行う。		
主な事業	働く場における各種ハラスメントの防止に向けた情報提供	担当部署	産業振興課 地域振興課	

※7 性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれる。

※8 職場など組織内で、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為をいう。

※9 「マタハラ」と呼ばれ、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、不当な扱いを受けたりすることを意味する。

施策の方向性②女性の就業継続やキャリア形成支援

◇目指すべき方向性

家庭や企業、行政が、女性の活躍を後押しし、チャレンジできる機会を拡大することで、多様な視点が確保され豊かで活力ある持続可能な社会の実現を目指します。

そのため、女性の就業継続やキャリア形成支援、女性の職域拡大・指導的立場への登用促進に取り組みます。

No.	施 策	女性の就業継続やキャリア形成支援			
		施 策 概 要	育児・介護等を理由として退職した人が、その能力や経験を活かすことができるよう、再就職に向けた支援を行う。		
			主 事 業	再就職につなげるための関係機関との連携	担 当 部 署
		就職相談会の開催		産業振興課 保育課	
1	施 策 概 要	女性自らの意思で多様なチャレンジができるような就業・創業の支援強化やキャリア形成支援につながる交流機会の提供に努める。			
		主 事 業	創業支援事業	担 当 部 署	産業振興課
No.	施 策	女性の職域拡大・登用促進			
		施 策 概 要	多様な人材の能力を最大限発揮させることが企業価値向上の重要な要素の一つとされていることを受け、女性の職域拡大や積極的登用など、企業に多様性をもたらす取組に関する情報提供を行う。		
			主 事 業	職域拡大や登用促進に関する情報提供	担 当 部 署
2					

課題3 地域活動・意思決定の場への男女共同参画の推進

施策の方向性①地域活動への参画促進

◇目指すべき方向性

地域住民が主体となって取り組む活動に対し、家庭や地域の協力のもと、性別や年代を問わずあらゆる立場の人が参画することで、多様な視点を取り入れながらその責任を分かち合うことのできる社会の実現を目指します。

そのため、各種地域団体やボランティア団体に対し男女双方の視点に立った活動の推進を促します。

また、災害による緊急時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れると指摘されています。そのため、避難所における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に立った安全・安心の確保を実現できるよう、女性防災リーダー育成の環境づくりや、防災分野における女性の参画を推進します。

No.	施 策	男女双方の視点に立った地域活動の推進		
		施 策 概 要	地域活動への参加を促進する意識啓発を行う。	
	主 事 業	東大和市生涯学習人材バンクの活用	担 当 部 署	社会教育課
		地域デビュー講座の開催		中央公民館
1	施 策	地域に暮らす人誰もが、互いに認め合い、協力し合えるよう、若者、高齢者、障害者など多様な人々の地域活動への参加を推進する。		
		施 策 概 要	自治会活動への支援	
	主 事 業	ボランティア・地域活動との連携	担 当 部 署	地域振興課
				高齢介護課 障害福祉課 環境課 中央公民館
No.	施 策	防災分野への女性の参画		
		施 策 概 要	避難所運営等での男女のニーズの違いがあるため、男女共同参画の視点に立った防災対策につながるよう、女性の参加を推進する。	
	主 事 業	男女共同参画の視点に立った防災対策	担 当 部 署	防災安全課
		避難所運営等への女性参加の推進		防災安全課

施策の方向性②意思決定の場への参画促進

◇目指すべき方向性

自治会活動やイベントの実行委員会など、意思決定の過程に、あらゆる立場の人が平等な立場で参画し、多様な意見を反映することでよりよいものへと発展させていくことのできる地域社会の実現を目指します。

そのため、地域活動における役割を性別により固定化することがないように、地域活動の活性化を促します。

No.	施 策	地域活動の活性化		
1	施 策 概 要	地域活動における役割を性別により固定化することがないように、自治会活動やイベントの実行委員会などに対し、働きかけを行う。		
	主 な 事 業	自治会・地域自主防災組織への啓発	担 当 部 署	防災安全課 地域振興課
		イベントの実行委員会への啓発		関係各課

目標2 互いの人権を尊重できる環境づくり

課題1 配偶者等からの暴力の防止

施策の方向性①暴力防止に向けた啓発

◇目指すべき方向性

市民一人ひとりが、あらゆる暴力・暴言は人権侵害であるという正しい認識を持ち、その根絶に向けて地域、行政、関係機関が連携して取り組むことができる社会の実現を目指します。

配偶者等からの暴力は、家庭や外部から発見困難な身近な人同士の間で行われることが多く、また、被害者本人からの訴えが基本であるため、問題が潜在化しやすい傾向があります。

そのため、社会全体であらゆる暴力を許さないという、正しい認識の周知・普及に努めるとともに、各種ハラスメント・ストーカー行為の防止に向けた啓発活動に取り組みます。

No.	施 策	暴力に対する認識を高める周知・普及		
		1	施 策 概 要	あらゆる暴力・暴言は人権侵害であるという正しい認識を普及する。また、配偶者等からの暴力に対する幅広い認識を深めるための情報提供や、デートDV ^{※10} 等、若い世代に対する正しい認識の普及に努める。
			主 事 業	暴力防止に向けた広報・啓発 人権尊重の理念に基づく男女平等教育の実施
No.	施 策	各種ハラスメント・ストーカー行為の防止		
		2	施 策 概 要	モラル・ハラスメント ^{※11} 、ストーカー行為等を防止するための意識啓発を行う。
			主 事 業	職員研修を活用した意識啓発 モラル・ハラスメント、ストーカー行為等の防止に向けた広報・啓発

※10 婚姻も同居もしていない恋人や交際相手などの親密な関係にある者の一方から他方に対して振られる、あらゆる暴力のこと。

※11 「モラハラ」と呼ばれ、モラル（道徳）による精神的な暴力や言葉や態度による嫌がらせのことを意味する。

施策の方向性②相談と支援体制の充実

◇目指すべき方向性

配偶者等からの暴力の被害者が一人で悩まず周りの人や専門機関、警察署に相談できるような環境と、被害者に寄り添い、迅速な保護と支援を行うことのできる体制を目指します。

被害者にとって市町村は、最も身近な行政機関としての役割を担っており、支援の入口となるよう市職員が共通認識を持ち、迅速かつ適切な支援へつなぐための連携体制が重要となります。

そのため、被害者を支援に結びつけるための情報提供に努めるとともに、迅速な安全確保や保護ができるよう、相談支援体制の充実に向けて、支援機関との連携強化に取り組みます。

No.	施 策	支援に結びつけるための情報提供				
		1	施 策 概 要	配偶者等からの暴力の被害者支援につながるための情報提供を行う。		
		主 事 業	相談窓口等の広報・啓発	担 当 部 署	地域振興課	
No.	施 策	被害者に寄り添った相談支援体制の充実				
		2	施 策 概 要	早期発見に向け、各相談窓口・関係機関へ迅速かつ適切な支援につなげるための連携体制を強化する。		
			主 事 業	関係機関との連携の強化	担 当 部 署	地域振興課
			施 策 概 要	各職場において、早期発見・対応につなげることができるよう、職員の資質向上に努める。		
		主 事 業	職員研修の実施	担 当 部 署	地域振興課	
No.	施 策	被害者の安全の確保・保護				
		3	施 策 概 要	被害者の安全を迅速に確保できる体制整備に努める。		
		主 事 業	配偶者等からの暴力の被害者支援につなげる体制の充実	担 当 部 署	地域振興課	

課題3 生涯を通じた健康支援と多様な性の尊重

施策の方向性①生涯を通じた男女の健康支援

◇目指すべき方向性

一人ひとりの性と生殖に関する自己決定権が保障され、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いに思いやりをもって生きる社会の実現を目指します。

そのため、身体と健康に関する正しい知識の普及とともに、ライフステージに応じた健康支援・疾病予防に向けて取り組みます。

No.	施 策	性と生殖に関する正しい知識の普及		
1	施 策 概 要	男女が互いの身体的性差を正しく理解し、互いを尊重できるよう、性に対する正しい知識と尊重する意識の普及に努める。また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）※12の考え方に基づく心身の健康づくりを推進する。		
	主 事 業	避妊、妊娠、不妊に関する知識の普及啓発	担 当 部 署	健康課
		発達段階に応じた適正な性教育の実施		教育指導課
		人権尊重の理念に基づく男女平等教育の実施（再掲）		教育指導課
No.	施 策	健康支援・疾病予防		
2	施 策 概 要	女性特有のライフイベントである妊娠・出産等に対する切れ目のない支援を行う。		
	主 事 業	妊婦や新生児の健康管理に向けた支援・知識普及	担 当 部 署	健康課
		生涯を通じた健康づくり関連事業の充実		健康課
	施 策 概 要	ライフステージごとに大きく変化する健康課題に対応するため、疾病予防等の生涯を通じた健康づくりを支援する。		
主 事 業	生涯を通じた健康づくり関連事業の充実	担 当 部 署	健康課	

※12 個人の自己決定権を保障する考え方で、生涯にわたって身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことをいう。

施策の方向性②性的少数者への理解促進

◇目指すべき方向性

「性」は、身体の性（出生時に判定された性別）、性自認（自分が認識している自分自身の性別）、性的指向（どのような性別の人を好きになるか）など、様々な要素からなると考えられており、「身体の性と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」というパターンにあてはまらない人たちは、「性的少数者^{※13}」などと呼ばれています。

「自分を偽ることなく生きたい」と周囲に公表する人やしない人、悩み、抱え込んでしまう人など、様々な立場があるとされています。そのような中、一人ひとりが多様な性に関する知識を持ち、身の回りの習慣や常識となっている考え方を見直すことで、誰もが性別に起因する差別や偏見に苦しむことなく、多様な性のあり方を尊重できる社会の実現を目指します。

そのため、性的少数者に関する啓発機会の充実に努めます。

No.	施 策	性的少数者に関する啓発機会の充実		
1	施 策 概 要	性的指向や性同一性障害など、性別に起因する偏見や固定観念等により困難な立場に置かれている人々の現状や性の多様性に対する正しい理解と認識を深めるように啓発を行う。		
		職員研修を活用した意識啓発	担 当 部 署	職員課
	性的少数者に対する理解促進	総務管財課 地域振興課		

※13 「Sexual Orientation(性的指向)や Gender Identity(性自認)」^{※14}など、何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。Sexual Minority (セクシャル・マイノリティ)の日本語訳。LGBT^{※15}と呼ばれることもある。

※14 これらの頭文字をとって異性愛の人なども含めすべての人が持っている属性のことを近年「SOGI」と読んでいる。LGBTが特定の人を指すのに対し、すべての人の対等・平等、人権の尊重に根ざした課題として捉えるべきであるという国際的潮流に則り、近年普及している言葉。

※15 性同一性障害者、異性装者、同性愛者や両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人（インターセックス）など、多様な性の在り方について、女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender：身体の性別とは異なる性別を生きる／生きたいと望む人）、の頭文字を用いて、LGBTと表現している。

目標 3 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実

課題1 男女平等の意識づくり

施策の方向性①男女平等の意識づくり

◇目指すべき方向性

東大和市男女共同参画都市宣言の趣旨に基づき、市民一人ひとりが、男女共同参画に関する情報への関心を高め、家庭や職場、地域などあらゆる場面においてその意義を認識し、行動することができる、男女共同参画社会の実現を目指します。

そのため、幅広い機会を通じた男女共同参画に関する意識啓発に取り組みます。

No.	施 策	男女共同参画に関する意識啓発	
1	施 策 概 要	様々な媒体を通じて男女共同参画に関する意識啓発を行い、日常生活で男女共同参画の考え方を意識することができるよう、その重要性を考えるきっかけづくりを行う。	
		主 な 事 業	広報・啓発活動の充実
	男女共同参画相談の充実		地域振興課

施策の方向性②男女共同参画に関する学習機会の提供

◇目指すべき方向性

男女共同参画に関する学習機会を得ることで、市民一人ひとりが自分の家庭や地域、職場の価値観やあるべき姿について、都度見直し、協議できるような社会の実現を目指します。

固定的な性別役割分担意識や、性別による不公平感、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）※16」は、長い時間をかけて形成されてきたものです。男女の生き方を固定し、自由な発想や多様な人生の選択を妨げる原因となっていることから、幅広い年代に対し、あらゆる場面で男女共同参画の視点に立った学習機会の充実を図る必要があります。

そのため、地域における幅広い講座を通じて、男女共同参画に関する学習機会の提供に努めます。

No.	施 策	男女共同参画に関する学習機会の提供		
1	施 策 概 要	多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの実現等、男女共同参画に関する講座やイベント等を開催する。また、子育てを理由に参加をあきらめることがないよう、講座での保育環境を充実する。		
	主 な 事 業	生涯学習ガイドブック「学びあいガイド」の活用 男女共同参画関連事業の充実	担 当 部 署	社会教育課 中央公民館 中央図書館

※16 自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのこと。

課題2 男女平等に向けた教育の推進

施策の方向性①教育の場における男女共同参画の推進

◇目指すべき方向性

幼少期からの人権尊重の意識や価値観の形成にあたっては、教育の場は重要な役割を担っています。「男らしさ」「女らしさ」など性別による「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」にとらわれず、進路や職業の選択を阻害することなく、子どもの個性を尊重し、支え合うことができる社会の実現を目指します。

その実現には、児童・生徒の価値観の醸成に影響を与えやすい教職員や周囲の大人が性別による役割分担にとらわれない考え方を普及していくことが重要です。

そのため、人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する教育を行うとともに、一人ひとりが自身のライフステージを想定し、主体的に考えることができるキャリア教育の推進に取り組めます。

No.	施 策	男女共同参画の視点に立った教育の推進		
1	施 策 概 要	児童・生徒を取り巻く教育現場において、無意識に性別による固定的な価値観を与える「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気づき、適切な対応ができるよう、教職員への普及・啓発機会を充実する。		
		主 事 業	学校における性差別の慣行の改善	担 当 部 署
	人権教育プログラム等を活用した校内研修の実施		教育指導課	
No.	施 策	能力や適性に応じた選択をするための教育の推進		
2	施 策 概 要	児童・生徒が個人の能力や適性に応じて、学びや職業、ライフイベントを総合的に考え、主体的に考えることができるような教育・指導を行う。		
		主 事 業	児童・生徒の能力や適性に応じたキャリア教育の充実	担 当 部 署

課題3 計画の推進体制・進捗管理

施策の方向性①庁内における男女共同参画の推進

◇目指すべき方向性

男女共同参画を推進していくうえで行政の果たす役割は大きいことから、すべての職員が共通認識を持ち、男女共同参画社会の実現に向けて取り組めます。

そのため、職員のワーク・ライフ・バランスの実現及び男女共同参画意識の醸成、女性職員の活躍推進に取り組むとともに、審議会等政策決定過程への男女共同参画の推進に取り組めます。

No.	施 策	職員の男女共同参画意識の醸成			
		施 策 概 要	市職員自らがワーク・ライフ・バランスを実現させ、その個性と能力を十分に発揮させるなど、庁内における男女共同参画の推進に努める。		
		主 な 事 業	ワーク・ライフ・バランス強化月間の実施	担 当 部 署	職員課
職員研修を活用した啓発機会の充実	職員課 地域振興課				
No.	施 策	女性職員の活躍推進			
		施 策 概 要	多様な視点を市政運営に反映させ、市民サービスの向上につなげるため、女性職員が政策決定過程に参画できる機会の拡大を図る。		
		主 な 事 業	特定事業主行動計画 ^{※17} の推進	担 当 部 署	職員課
No.	施 策	審議会等政策決定過程への男女共同参画の推進			
		施 策 概 要	あらゆる意思決定の過程において性別に偏りが生じないよう、審議会等における女性委員の比率 40%を目指し改善に努める。		
		主 な 事 業	審議会等の男女比率の改善	担 当 部 署	関係各課

※17 国・地方公共団体が一事業主（特定事業主）として策定する計画。平成 15 年に成立した「次世代育成支援対策推進法」及び平成 27 年に成立した「女性活躍推進法」において、職員の子どもたちの健やかな育成、職員が仕事と子育ての両立を図ることができる環境整備等に取り組むため、それぞれ特定事業主行動計画の策定が義務付けられている。本計画においては、令和 2 年 4 月に当市が策定した「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく東大和市特定事業主行動計画（第 4 期）」を示している。

施策の方向性②計画の推進・進捗管理

◇目指すべき方向性

行政をはじめ、市民や家庭、企業、地域などのあらゆる主体が、本計画の着実な推進と男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

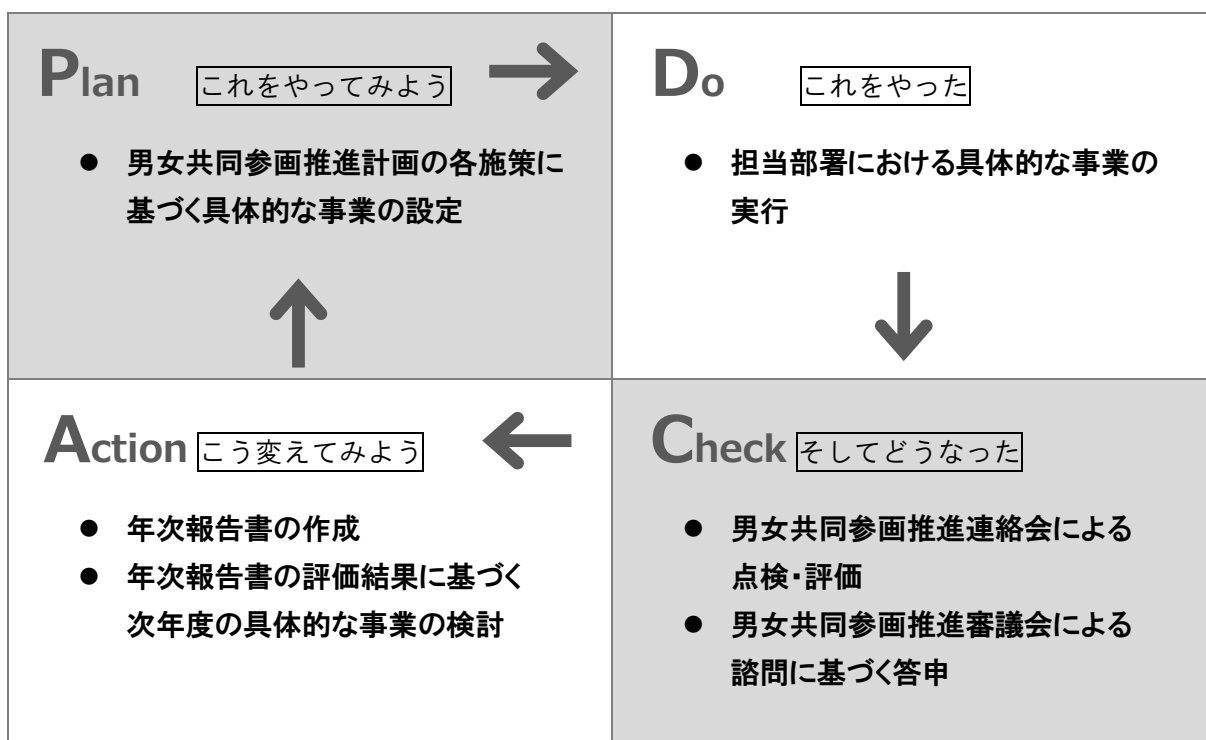
そのため、組織横断的な視点で計画の推進に取り組む庁内推進体制の充実に努めるとともに、P D C Aサイクルに基づく本計画の進捗管理や、調査研究及び情報収集に取り組みます。

No.	施策		庁内推進体制の充実		
	施 概	策 要	組織横断的な視点で男女共同参画の推進に努める。		
	1	主 な 事 業	男女共同参画推進体制の見直し	担 当 部 署	企画課 地域振興課
男女共同参画推進拠点のあり方の検討			地域振興課		
No.	施策		男女共同参画推進計画の進捗管理		
	施 概	策 要	計画の着実な推進に向けて、施策の実施状況の管理と検証を行い、P D C Aサイクルに基づく進捗管理を行う。		
	2	主 な 事 業	年次報告書の作成	担 当 部 署	地域振興課
No.	施策		調査研究及び情報収集		
	施 概	策 要	国・都・他市町村等との情報交換等を通じて、国内外の最新の動向を踏まえた計画の推進に努める。		
	3	主 な 事 業	国や他自治体との連携	担 当 部 署	地域振興課
			男女共同参画に関する調査研究や、国内外の最新の動向について情報収集と提供を行う。		
	主 な 事 業	男女共同参画に関する調査研究・情報収集	担 当 部 署	地域振興課	

■本計画の進捗管理イメージ

本計画の推進にあたっては、男女共同参画社会の実現に向けて、各施策に基づき取り組む事業を年度ごとに定めるとともに、取り組んだ結果に対する評価を行います。

結果は、庁内関係組織によって構成される「男女共同参画推進連絡会」及び学識経験者や市内事業者、市民等によって構成される「男女共同参画推進審議会」にて、評価・検証を行い、年次報告書としてとりまとめ、さらに次の年度の推進に活かします。





資料編

1 策定経過

年月日	実施内容
令和元年 10月30日	第1回東大和市男女共同参画推進計画策定本部会議 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画の策定方針（案）について ●スケジュール（案）について
11月1日	第1回東大和市男女共同参画推進計画策定部会 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画策定方針について ●スケジュールの説明について
12月1日～ 12月16日	東大和市男女共同参画に関する市民意識調査 配布1,000件、回収368件（回収率36.8%）
令和2年 2月18日	第2回東大和市男女共同参画推進計画策定部会 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画の骨子（案）について
3月25日	第3回東大和市男女共同参画推進計画策定部会 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画の骨子（案）について
4月9日	第2回東大和市男女共同参画推進計画策定本部会議 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画の骨子（案）について
5月22日	諮問 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画の骨子及び計画素案について
6月18日	第6回第八次東大和市男女共同参画推進審議会 ●諮問「第三次東大和市男女共同参画推進計画の骨子及び計画素案について」 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画について
7月1日	第4回東大和市男女共同参画推進計画策定部会 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画における取組の方向性及び事業案について
7月16日	第7回第八次東大和市男女共同参画推進審議会 ●スケジュールの変更について ●第三次東大和市男女共同参画推進計画について
7月29日	第5回東大和市男女共同参画推進計画策定部会 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画における施策及び施策内容について
8月6日	第8回第八次東大和市男女共同参画推進審議会 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画について
9月17日	第10回第八次東大和市男女共同参画推進審議会 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画について
9月29日	第6回東大和市男女共同参画推進計画策定部会 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画における計画内容について
10月15日	第11回第八次東大和市男女共同参画推進審議会 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画について
10月27日	第7回東大和市男女共同参画推進計画策定部会 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画の素案について

年月日	実施内容
11月5日	第12回第八次東大和市男女共同参画推進審議会 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画の素案について
11月5日	答申 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画の骨子及び計画素案について
11月11日	第3回東大和市男女共同参画推進計画策定本部会議 ●第三次東大和市男女共同参画推進計画の素案について
12月4日～ 令和3年 1月4日	パブリックコメント
1月28日	第13回第八次東大和市男女共同参画推進審議会 ●
2月9日	第8回東大和市男女共同参画推進計画策定部会 ●
2月19日	第4回東大和市男女共同参画推進計画策定本部会議 ●

※第八次東大和市男女共同参画推進審議会は、議題が本計画策定にかかわる場合のみ掲載しています。

2 関係法令等

(1)東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例

平成17年3月31日

条例第9号

改正 平成19年9月20日条例第12号

平成28年12月14日条例第36号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第16条）

第3章 苦情等の処理（第17条—第20条）

第4章 東大和市男女共同参画推進審議会（第21条—第27条）

附則

我が国では、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。東大和市においても、国際社会や国内の動向を踏まえ男女共同参画の推進に関する施策を展開し、平成13年2月には、東大和市男女共同参画都市宣言を行い、男女共同参画の推進に関する意識の向上を図ってきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度や慣行は依然として存在しており、真の男女平等を実現するためには更なる努力が求められている。

一方、社会環境は、価値観の多様化や経済情勢の変化等による女性の社会進出や少子高齢化の進行等により急速に変化している。この急速な社会環境の変化に対応していく上で、男女が社会の対等な構成員として共に参画し、責任を分かち合う社会を実現することは、ますます重要となっている。

このような認識の下に、東大和市、市民及び事業者が一体となって男女平等を基本とした男女共同参画社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、東大和市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）について基本的事項を定めることにより男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女平等を基本とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらずなく個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、利益を享受し、責任を分かち合うことをいう。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、通勤し、通学し又は滞在するすべての個人（次号に規定する個人を除く。）をいう。

(4) 事業者 市内において事業を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女が、平等であることを基本として、性別を理由とする差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、個人としての人権が尊重されること。

(2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識による社会的制度又は慣行により、社会における活動の自由な選択に対して影響を受けることのないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会的支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における社会的活動とを両立できるよう配慮されること。

(5) 男女が対等な関係の下に互いの性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関する女性の権利が尊重され、産む性としての女性の健

康が生涯にわたり維持されること。

(6) 男女共同参画の推進に関する取組が、国際社会及び国内の取組との協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、その推進に努めるとともに、男女共同参画施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、就労者が職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立して行うことができる環境を整備する等男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画施策に協力する責務を有する。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 社会のあらゆる場における性別を理由とする差別的取扱い

(2) 社会のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的な言動によりその言動を受けた人の生活環境を害すること又はその言動を受けた人の対応に対し更なる不利益を与えることをいう。)

(3) 家庭内等における配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

第2章 基本的施策

(推進計画)

第8条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、東大和市男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ第21条に規定する東大和市男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(広報啓発活動)

第9条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解が深まるよう、広報及び啓発活動に積極的に努めるものとする。

(男女平等教育の促進)

第10条 市は、学校教育及び社会教育の場において、市民が男女平等について理解を深めるための必要

な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第11条 市は、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進月間)

第12条 市は、男女共同参画について市民及び事業者の関心と理解を深めるため、東大和市男女共同参画推進月間(以下「推進月間」という。)を設ける。

2 推進月間は、毎年2月とする。

3 市は、推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(情報の収集等)

第13条 市長は、男女共同参画施策を効果的に実施するため、男女共同参画の推進に関する情報の収集並びに調査及び研究を行うものとする。

2 市長は、前項の調査及び研究により必要と認めるときは、事業者に対して意見を述べることができる。

(国、東京都等との連携)

第14条 市は、男女共同参画施策を実施するに当たり、国、東京都及び他の地方公共団体、市民並びに事業者と相互に連携を図るものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、推進計画の実施状況等について年次報告書を作成するものとする。

2 市長は、前項の規定により年次報告書を作成したときは、第21条に規定する東大和市男女共同参画推進審議会の意見を聴き、その概要を付して公表しなければならない。

(拠点施設の整備)

第16条 市は、男女共同参画施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設を整備するものとする。

第3章 苦情等の処理

(苦情等の申出等)

第17条 市民又は事業者は、市の施策に関する事項が男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められた場合は、市長に対し苦情の申出をすることができる。

2 市民は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められた場合は、市長に対し相談の申出をすることができる。

3 市長は、前2項の規定による申出を受けたときは、関係機関等と連携し、迅速に処理するものとする。

(苦情等の処理窓口)

第18条 市長は、前条第1項に規定する苦情及び同

条第2項に規定する相談（以下「苦情等」という。）を処理するための窓口を設置する。

（苦情等処理委員の設置）

- 第19条 市長は、苦情等を適切かつ迅速に処理するため、東大和市男女共同参画苦情等処理委員を置く。
- 2 東大和市男女共同参画苦情等処理委員は、2人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（委任）

- 第20条 この章に定めるもののほか、苦情等の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 東大和市男女共同参画推進審議会
（設置）

- 第21条 第8条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び第15条第2項の規定により意見を述べることができる事項その他男女共同参画施策に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、東大和市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第22条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。この場合における男女それぞれの委員の数は、市長がやむを得ないと認めたときを除き、同数とする。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者 4人以内
 - (2) 事業者（法人その他の団体にあつては、その代表者）又はその委任を受けた者 2人以内
 - (3) 公募による市民 8人以内

（委員の任期）

- 第23条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

- 第24条 審議会に会長及び副会長1人を置き、その選任方法は、委員の互選による。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

- 第25条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見等の聴取等）

第26条 審議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明の聴取、資料の提出その他の協力を求めることができる。

（審議会の庶務）

第27条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東大和市男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により策定された推進計画とみなす。

附 則（平成19年9月20日条例第12号）
抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月14日条例第36号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2)男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号 (同日公布、施行)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計

画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な

措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任

期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(平成11年6月23日公布)

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。
〔後略〕

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律〔中略〕は、平成13年1月6日から施行する。
〔後略〕

(3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道

府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付す

ることができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の

規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活

躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の

支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条にお

いて「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従

事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
--------------	--

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(4)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日 法律第31号

平成19年7月11日 法律第113号

最終改正 平成26年4月23日法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市

町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の

保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止

するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合

に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠として住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この

項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと

認めるに足りる申立ての時における事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談

支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に

関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力

の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの

二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合であっても、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者（第 28 条の 2 に規定する
-------	-----	---------------------

		関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 【抄】

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措

置が講ぜられるものとする。

附則（平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成19年7月11日法律第113号） 【抄】

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(5)東大和市男女共同参画推進計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例(平成17年3月31日条例第9号)第8条に規定する東大和市男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を改定するため、東大和市男女共同参画推進計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を市長に報告する。

- (1) 推進計画の策定に関すること
- (2) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 策定本部は、本部長及び副本部長並びに本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、部長、議会事務局長及び参事の職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、策定本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 策定本部は、必要に応じて、本部長が招集する。

(本部長等の任期)

第6条 策定本部の本部長等の任期は、第2条に規定する報告をもって終わるものとする。

(意見等の聴取)

第7条 策定本部は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(部会)

第8条 策定本部は第2条各号に掲げる事項を具体的に検討するため、部会を設置する。

- 2 部会は、前項の規定による検討の結果を策定本部に報告をする。
- 3 部会は、部会長及び副本部長並びに必要な数の部員数をもって構成し、その構成員は、次の各号に掲

げる区分に応じ、当該番号に定める者をもって充てる。

- (1) 部会長 部会員の互選により選出された者
 - (2) 副本部長 部会員の中から部会長が指名した者
 - (3) 部会員 東大和市男女共同参画推進計画連絡会議委員である課長及び副参事職、総務管財課長、環境部及び都市建設部で副参事の職層にある者各1人
- 4 部会長及び副本部長の職務、部会の会議の招集並びに部会における意見等の聴取については、第4条から前条までの規定を準用する。

(庶務)

第9条 策定本部の庶務は、市民部地域振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

